

大阪信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2020

令和2年度版

ごあいさつ

中小企業・小規模事業者、金融機関および関係機関の皆さまには、平素から大阪信用保証協会をご利用いただくとともに、当協会にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「大阪信用保証協会の現況(令和2年度版)」を作成いたしました。当協会のしくみ・業務内容・取組みなどについて、ご高覧いただき、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、昨年5月から「令和」という新しい時代が幕をあげ、文字どおり時代の転換期を迎えました。変化が激しい時代にあっても、信用保証を通じて大阪府内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に貢献するという当協会の社会的使命に変わりはありません。

一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、社会構造、産業構造に加え、生活様式の変革までも求められています。

いわゆる3つの密(密集・密接・密閉)を避けることが、感染症予防対策の基本とされており、このことは、お客さまとの信頼関係を築いていくアプローチに大きな影響を与えるものですが、この苦境においてこそ、当協会の理念である3つのF(“Fair【公正】”、“Fight【敢闘】”、Faith【信頼】)を柱に、当協会の最優先業務である保証関連業務に一層注力することが必要です。

お客さまの心に寄り添い、必要とされている方に、必要な時期に、必要な資金をお届けできるよう努めてまいります。関係機関の皆さまには、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和2年7月

理事長 津組 修

Credit Guarantee

目次

Contents

1 当協会の概要

主要事項
信用保証協会の目的、信用保証理念
経営理念、基本方針

4 中期事業計画と経営計画

第5次中期事業計画[平成30年度～平成32年度]
令和2年度経営計画

8 当協会の取組み

経営サポート態勢
創業支援
経営支援
経営改善支援・再生支援
その他広報

31 信用保証のしくみ

信用補完制度のしくみ
信用保証制度のしくみ
信用保険制度のしくみ、損失補償制度のしくみ
責任共有制度のしくみ

35 個人情報保護宣言・コンプライアンス

個人情報保護宣言
コンプライアンス

38 信用保証の利用概要

信用保証の対象
信用保証料
保証業務の流れ
主な金融機関経由保証
主な大阪府中小企業向け融資制度保証

50 令和元(平成31)年度事業報告

令和元(平成31)年度事業概況
令和元(平成31)年度貸借対照表
令和元(平成31)年度収支計算書
キャッシュ・フロー計算書(要約)
令和元(平成31)年度信用保険・損失補償
基本財産

58 信用保証実績

各種統計

64 組織機構

65 本店・支店と保証業務区域

66 お問い合わせ窓口

《本誌をご覧いただくにあたってのおことわり》

表中の金額については四捨五入により表示しています。個々の合計金額が合計欄の金額と一致しない場合があります。
本文中の今年度については、令和元(平成31)年度のものをいいます。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域

お問い合わせ
窓口

主要事項

(令和2年3月31日現在)

名 称	大阪信用保証協会
本 店 所 在 地	大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)
沿 革	昭和23年11月1日 (社団法人大阪府中小企業信用保証協会業務開始) 昭和25年8月31日 (財団法人大阪府中小企業信用保証協会設立認可) 昭和29年5月28日 (信用保証協会法による組織変更認可) 平成26年5月19日 (大阪市信用保証協会と合併し、名称変更)
根 拠 法	信用保証協会法 (昭和28年8月10日制定)
基 本 財 産	1,262億円
保証債務残高	2兆2,074億円
常 勤 役 職 員	374名 (常勤役員5名、職員369名)
事 業 所	本 店 堺 支 店 (昭和58年4月1日開設) 東大阪支店 (昭和58年4月1日開設) 門 真 支 店 (昭和59年4月2日開設) 千 里 支 店 (昭和62年4月1日開設) サポートオフィス (平成26年5月19日設置)



信用保証協会の目的

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

信用保証理念

信用保証協会は

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

中小企業のために

我国の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済に貢献する重要な役割を果たしています。

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真面目に努力し、自らの力で企業発展をはかる中小企業に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業と金融機関を結ぶパイプ役を果たしています。



金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業への融資に際し公的保証人となることにより、金融機関のベストパートナーとして、金融機関とリスクを分担し、金融の円滑化および経営支援を通じて中小企業の成長、発展を支援する役割を果たしています。

シンボルマーク



【3つのFについて】

昭和34年6月30日に採用されたもので、当協会の理念である“Fair (公正) ”、“Fight (敢闘) ”、“Faith (信頼) ”を表します。

経営理念

当協会は、「大阪府内の中小企業者に役立ち、信頼される保証協会になる」ことを目指し、金融機関と連携し、信用保証を通じ、中小企業金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に尽くすことで社会に貢献します。

公共性・社会的責任を自覚しつつ、信用補完制度維持発展のため、健全経営を推進いたします。

基本方針

「経営理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

1. 適正・迅速な「信用保証」を提供する

- 1) 真面目に経営努力を続ける中小企業の成長・発展を支援するため、その必要事業資金について、適正・迅速な保証を行う。
- 2) 自主・公正な公的機関として、不正利用、第三者、暴力団等反社会的勢力の介在・介入を排除し、適正保証を推進する。

2. 信頼される業務運営を行う

- 1) 中小企業の良きパートナーとして、信頼される信用保証協会を目指し、多様化する中小企業等のニーズに的確に応えるため、関係機関との連携強化に努め、質の高い業務の推進と親切・丁寧なサービスの提供を行う。
- 2) 職員の自己啓発を支援するとともに、業務研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を図り、業務のサービスの拡充を行う。
- 3) ご案内パンフレット・Webサイト・情報公開誌等の広報媒体を積極的に活用し、信用保証制度の周知を図り、信用保証協会とその業務、サービスの普及に努める。

3. 健全な経営・強固な経営基盤を確立する

- 1) 信用補完制度の安定した運営と発展を図るため、健全経営に邁進し、将来に向けて強固な経営基盤を確立する。
- 2) 情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。



第5次中期事業計画 [平成30年度～平成32年度]

大阪信用保証協会は、信用保証業務を通じて、府内中小企業の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいります。平成30年度～平成32年度までの3カ年におきましては、金融機関との適切なリスク分担に注力し、中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地域に密着して府内中小企業者をきめ細やかにサポートできるよう、以下に掲げる事項に積極的に取り組みます。

1. 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

- ・ 中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、責任共有制度はもとより、金融機関との適切なリスク分担に注力します。

2. 適正保証の推進・安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り改善

- ・ 中小企業金融の円滑化と信用補完制度の健全な発展を実現するため、中小企業者のニーズにあった保証制度等を推進します。
- ・ 中小企業者のライフステージにおいて必要とする資金需要等に対し、きめ細やかに対応し、安定的な資金供給を行うとともに、資金繰りの改善を支援します。

3. 経営支援・再生支援等の推進

- ・ 金融機関や関係機関と連携し、ビジネスフェアの開催等により中小企業者に対する経営支援の充実を図ります。
- ・ 金融機関と連携したモニタリング態勢を強化し、必要に応じて財務診断サービスの実施や金融支援提案等を行い、経営の改善を支援します。
- ・ 中小企業再生支援協議会等支援機関との連携を強化するとともに、抜本的再生手法や経営者保証ガイドラインを活用した保証債務免除等の適正実施が円滑に取組めるよう再生支援を強化します。

4. 創業支援、事業承継支援等の拡充による地方創生等への貢献

- ・ 創業予定者等に対する相談態勢の拡充を図るとともに、金融機関等との連携を強化し、創業支援を推進します。
- ・ 事業承継の一層の促進を図るため、各種支援策に取り組めます。

5. 経営基盤の強化・充実

- ・ 組織の見直し等により、中小企業支援態勢の強化に資する効率的かつ機能的な組織体制の構築に努めます。

令和2年度経営計画

■業務環境

大阪府内の景気動向は、拡大の動きに足踏みがみられ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型肺炎」という。)の影響が懸念されます。

大阪府内の中小企業・小規模事業者(以下「中小企業者」という。)を取り巻く環境は、各種経済対策や2025年国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に向けたインフラ整備等による経済効果から持続的な景気拡大が期待されるものの、新型肺炎の感染拡大と長期化の状況によっては、インバウンド消費の縮減や大手メーカーの生産調整など、経済への影響が懸念され、予断を許さない状況にあります。

■業務運営方針

大阪府内の中小企業者を取り巻く環境を踏まえ、当協会は経営基盤の充実に努め、金融機関との適切なリスク分担に注力し、中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地方創生への貢献や地域経済活性化のため、創業支援や事業承継支援等に取り組むなど、信用保証による金融支援、経営支援業務の拡充を図っていくことが必要です。

これらの観点から、令和2年度は、役職員一丸となって、以下に掲げる事項に積極的に取り組んでまいります。

中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

- ・ 中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、責任共有制度はもとより、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に注力します。
- ・ 役職員による金融機関訪問・面談および説明会の実施等、日常的な対話を通じて金融機関との連携強化に努めます。加えて、金融機関の支援状況を把握し、中小企業支援に係る課題の共有を図り、喫緊の課題となっている事業承継支援をはじめ、経営改善支援、生産性向上支援など、中小企業者の多様なニーズに的確に対応します。

適正保証の推進、安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り改善

- ・ 中小企業金融の円滑化と信用補完制度の健全な発展を実現するため、金融機関との連携を強化し、中小企業者のニーズにあった提携保証等を推進します。また、中小企業者の事業内容や成長可能性の評価に基づいた事業性評価融資保証のほか、事業承継に係る保証の利用を促進します。
- ・ 中小企業者のライフステージにおける様々な局面や新型肺炎の感染拡大などの影響により、必要となる多様な資金需要にきめ細やかに対応し、安定的な資金供給を支援します。なお、大規模な経済危機、災害等が発生した際には、迅速な資金提供、柔軟な対応に努めます。
- ・ セーフティネット保証や小口零細企業保証等の政策保証を活用し、中小企業者に対する資金供給の下支えを行います。
- ・ 経営力強化保証、経営改善サポート保証および条件変更改善型借換保証等の経営改善に係る保証制度を活用した借換保証の推進により、中小企業者の資金繰り改善を支援します。

経営支援、再生支援等の推進

- ・金融機関、関係機関および他の信用保証協会と連携のうえ、ものづくり企業にとどまらず、ものづくりと密接なつながりのある幅広い業種の中小企業者が参加できるビジネスフェアを開催し、中小企業者の販路拡大、企業間連携ならびに情報交換等のビジネスチャンスの場を提供します。
- ・大阪府中小企業支援ネットワーク会議を開催し、関係機関および金融機関と経営改善等の取組みに関する情報共有を図り、経営改善や事業再生等の目線あわせを行い、中小企業者に対する支援環境の強化に努めます。
- ・個々の中小企業者の抱える経営課題を経営サポート会議を通じて金融機関と共有し、経営改善サポート保証等を活用した借換等により、中小企業者の経営改善および金融機関取引の正常化支援に努めます。
- ・保証利用先への企業訪問を通じ、顧客のニーズや経営課題を的確に把握し、顧客の実情に応じた保証制度、経営支援や事業承継支援に係る情報の提供に努めます。加えて、中小企業経営診断システム(McSS)による財務診断サービスの提供に努めます。
- ・保証利用先に対するモニタリングの実施等により、金融機関と連携して業況把握に努めるとともに、必要に応じて、協会職員中小企業診断士による財務診断サービス等の実施および条件変更や借換等の金融支援提案を行い、経営の改善を支援します。
- ・経営改善や生産性向上等の経営課題を抱える中小企業者に対し、関係機関と相互に連携して、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、経営サポート事業等による支援を行います。
- ・中小企業者の経営改善や金融機関取引の正常化支援を目的として、経営課題や顧客ニーズを把握し、資金繰り改善のための借換を提案するほか、中小企業経営診断システム(McSS)による財務診断サービスや経営サポート事業等の推進に努めます。
- ・事業再生が見込まれる中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会等支援機関と連携し、求償権放棄・不等価譲渡・求償権消滅保証等の抜本的再生手法や経営者保証ガイドラインを活用した保証債務免除等について適正かつ円滑に取組みます。

創業支援、事業承継支援等による地方創生等への貢献

- ・大阪府内における起業の活性化、雇用の確保に資するため、創業予定者、創業期にある中小企業者に対して、きめ細やかな相談対応に努めます。また、金融機関をはじめ関係機関と連携のうえ、創業フェアを開催し、創業ノウハウを提供します。加えて、創業計画作成支援に関する講座・セミナーの実施等により、創業予定者や創業保証利用先に対する支援を推進します。
- ・事業承継計画の作成や事業承継に係るノウハウを提供するセミナーを開催し、あわせて事業承継に関する保証制度を周知し、事業承継対応の充実・促進に努めます。
- ・中小企業者のイノベーションや経営改善による成長、事業承継および創業・第二創業に資することを目的としたファンドへの出資を通じて、ファンド運営会社等との連携により、地方創生等への貢献に努めます。

求償権管理の強化・効率化

- ・期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、効果的な回収に速やかに着手します。
- ・保証協会サービサーを活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を行い、管理強化を図ります。
- ・定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、回収見込みのない求償権に対する管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和元(平成31)年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

経営基盤等の強化・充実

- ・協会の業務運営に資する優秀な人材の確保・育成に努めます。また、男女の区別無く活躍できる組織とするため、引き続き役職員の意識改革に取り組み、職員が生き活きと働ける環境づくりに努めます。
- ・必要に応じて業務運営や配員の見直し等を図り、効率的かつ機能的な組織体制を構築します。
- ・緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、普段からの心構えや危機意識の醸成に努めます。また、BCP推進会議を開催すること等により、平常時対応・緊急事態対応について周知を図るとともに、避難訓練、安否確認訓練等を実施し実効性を高めることにより、危機管理態勢の維持・強化を図ります。
- ・堺支店については、大阪南部(堺市以南)における中小企業支援の拠点とすべく、令和2年秋頃の新事務所での営業開始に向けて、着実に移転準備を進めます。
- ・コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- ・顧客への各種アンケートの結果や、顧客満足度向上のための取組みを顧客サービス向上委員会にて共有し、業務改善、職員の接遇・接客マナーの向上を図ります。また、創業セミナー等のイベント参加者の意見を踏まえ、必要に応じて、経営支援メニュー・イベント内容の充実に努めます。
- ・当協会の信用保証制度や経営支援等の取組みを中小企業者や金融機関等にわかりやすくかつタイムリーに提供するため、ウェブサイトをはじめ各種広報媒体、広報手段の充実に努め、広報相手方に応じた情報発信力の強化に努めます。

ORBITコンピュータシステムの機能強化

- ・保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムの安定運用に努めます。
- ・中小企業者、金融機関の利便性のさらなる向上を目的として、引き続き各種手続きの電子化を検討・推進します。このほか、他のシステムグループとも連携・情報交換を行いながら、ORBITシステムの機能強化に努め、業務の効率化を図ります。

主要業務数値計画

	計画額
保証承諾	8,000 億円
期末保証債務残高	2兆500 億円
代位弁済	400 億円
実際回収	103 億円

*実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

【補記】令和2年度経営計画の遂行にあたって

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、当協会におきましても、令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症に係る保証の取扱いを順次拡張し、過去に例を見ない金融経営相談・保証申込を承っています。

このような状況下において、当協会では、保証関係業務を最優先業務と定め、お客さまに寄り添い、きめ細やかな資金繰り支援に努めています。

令和2年度の実績につきましては、計画と大きく乖離することが見込まれますが、保証協会の社会的使命を認識し、セーフティネット機能としての重要な役割を役職員が一丸となって、果たしてまいります。

収支計画

(単位:百万円)	
科 目	金 額
経常収入	24,727
保証料	19,932
運用資産収入	1,367
責任共有負担金	2,904
その他	524
経常支出	18,494
業務費	7,293
借入金利息	0
信用保険料	10,702
責任共有負担金納付金	472
雑支出	27
経常収支差額	6,233
経常外収入	49,312
償却求償権回収金	1,022
責任準備金戻入	12,997
求償権償却準備金戻入	3,819
求償権補てん金戻入	31,474
経常外支出	52,825
求償権償却	36,489
責任準備金繰入	12,336
求償権償却準備金繰入	3,952
その他	48
経常外収支差額	△3,513
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	2,720

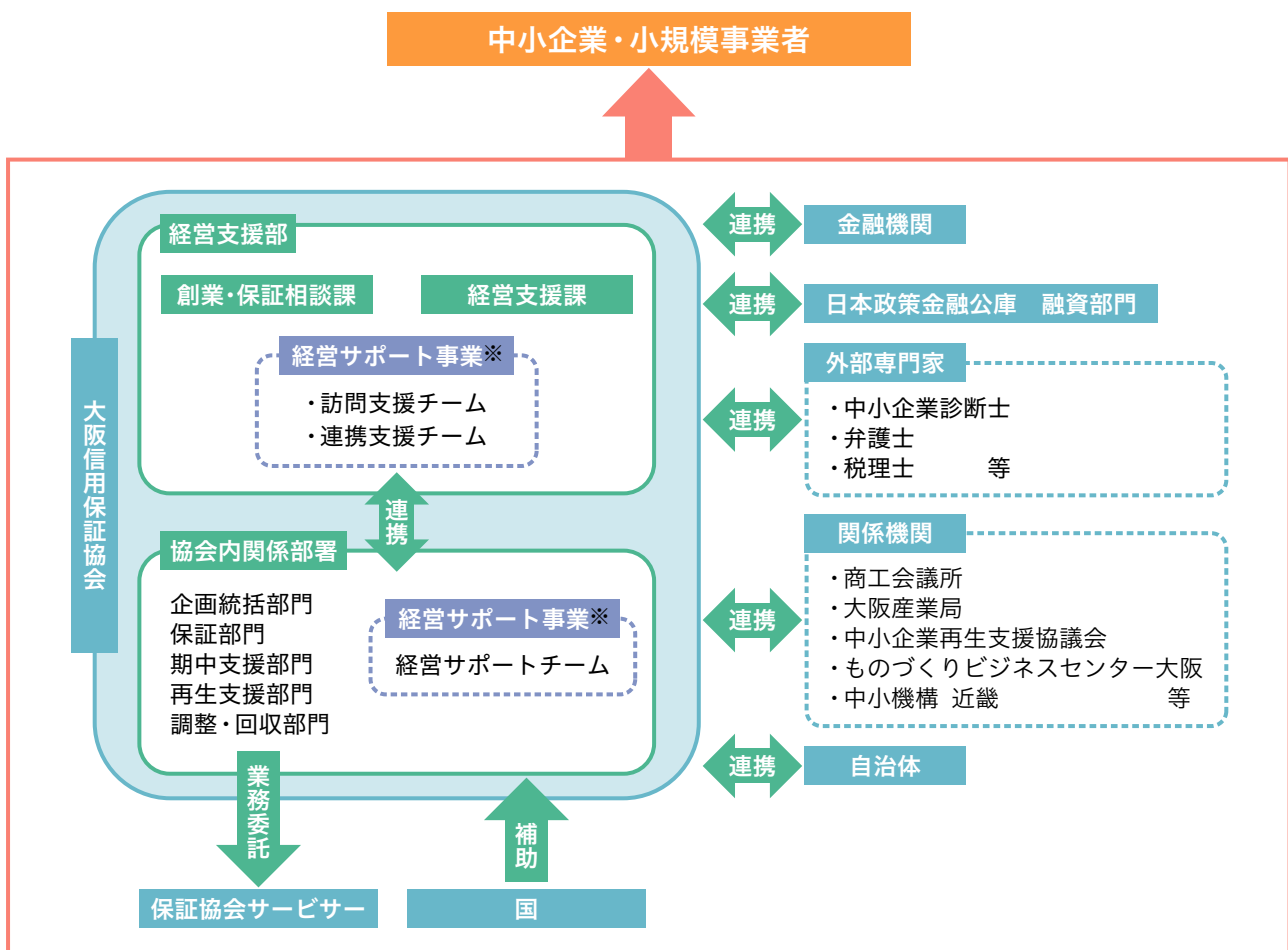
経営サポート態勢について

当協会では、『創業支援・経営支援の拠点』として、サポートオフィス内に経営支援部を設置し、お客さまのライフステージに対応したさまざまな経営サポート(創業支援・経営支援・事業承継支援・経営改善支援等)に積極的に取り組んでいます。

具体的には、各種フェア・セミナーや大阪府中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議の開催に加え、経営支援強化促進補助金に基づく経営サポート事業など、お客さまに密着した事業を展開しています。

「経営支援」が信用保証協会の業務として信用保証協会法に明記され2年が経過しました。今後も金融機関・支援機関等との対話を通じてより一層連携を強化し、これまで以上に積極的に取り組みます。

■経営サポート態勢図



※経営サポート事業については、P. 19をご参照ください。

OSAKA創業フェア2020の開催

令和2年2月14日(金)に、“OSAKA創業フェア2020”を開催しました。

開催にあたっては、先輩起業家や有識者による特別講演、トークセッション、ミニセミナー等を実施し、専門家や金融機関等に相談ができるブースを設置し、創業に関する悩みや疑問を解決する場を提供できるよう心がけました。

当日は411名の方々にご来場いただきました。



■特別講演

- 「37歳で初起業!シェアリングビジネス立ち上げのリアル」
重松 大輔 氏(株式会社スペースマーケット 代表取締役CEO)

■起業家講演

- 「自分を活かす、人を活かす」
大塚 三紀子 氏(株式会社実身美^{さんみ} 代表取締役)

■スペシャルセミナー

- 「創業者が無料でSNSを活用するための5つのポイント」
吉村 正裕 氏(中小企業支援アドバイザー 中小企業基盤整備機構 近畿本部)

■トークセッション

- 「LED関西」ファイナリストと「大阪起業家グローイングアップ」中西金属工業株式会社特別賞
およびサポーター賞受賞者によるトークセッション
吉田 優子 氏(株式会社アッテミー 代表取締役)
小笠原 恭子 氏(株式会社グランディーユ 代表取締役)

■ミニセミナー

- 「創業する人が、相談ブースを活用するためのポイントを教えます」
吉村 正裕 氏(中小企業支援アドバイザー 中小企業基盤整備機構 近畿本部)

■開催概要

開催日時	令和2年2月14日(金) 13:00~19:00
会場	大阪産業創造館 3階・4階
来場者数	411名
主催	大阪信用保証協会
後援	近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府
協力 (順不同)	中小企業基盤整備機構 近畿本部、公益財団法人 大阪産業局、大阪商工会議所、一般社団法人 大阪中小企業診断士会、大阪弁護士会 中小企業支援センター、一般財団法人 信用保証サービスセンター、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫、のぞみ信用組合

創業グリッパDay!の開催

創業者を対象とした「創業グリッパDay!」を今年度は2回開催し、延べ64名の方にご来場いただきました。

本イベントはセミナーや参加者交流会の実施だけでなく、金融機関や専門家による経営相談を通じ、経営に関する知識やノウハウを提供することにより、創業者の経営の安定を図ることを目的に開催しています。

■第13回創業グリッパDay!

日時 令和元年7月12日(金) 13:00～17:00

場所 クリエイション・コア東大阪 南館3階(クリエイターズプラザ)

セミナーⅠ:「知名度ゼロからの販売促進4つのステップ」

高柳 佳苗 氏(中小企業診断士)

効果的な販売促進に繋げるための4つのステップを、具体的な事例を交えながら、わかりやすくご講演いただきました。

セミナーⅡ:「創業計画書作成セミナー」

永井 俊二 氏(中小企業診断士/1級販売士)

株式会社大永コンサルティング 代表取締役

専門家よりビジネスプランの立て方や事業計画書作成のポイントなどをわかりやすく解説いただきました。



■第14回創業グリッパDay!

日時 令和元年9月4日(水) 13:00～17:00

場所 立命館いばらきフューチャープラザ 1Fイベントホール

セミナーⅠ:「おさえておきたい!創業のツボ」

谷村 真理 氏(中小企業診断士/MBA)

大阪府よろず支援拠点コーディネーター

創業する上で大切にすべきポイントについて、解説いただきました。

セミナーⅡ:「自社の強みとお客様を知ろう!」

高橋 佐和子 氏(中小企業診断士)

大阪府よろず支援拠点コーディネーター

ビジネスモデルの磨きあげ方を、ワーク形式にて講義いただきました。



創業スクールの開催

大阪府内に創業予定または創業後5年未満で、創業時に当協会をご利用予定の方を対象として、専門家に創業時の心構えから資金計画の立て方等のポイントをわかりやすく解説していただきました。また、当協会職員が保証審査担当者目線のチェックポイントをお伝えしました。

本スクールは講義形式で全6回にわたり行われ、14名の方にご参加いただきました。

日時 令和元年10月2日(水)～11月6日(水)までの毎週水曜日

各回 18:30～20:30

会場 大阪産業創造館 5階 研修室D

講師 永井 俊二 氏(中小企業診断士/1級販売士)

株式会社大永コンサルティング 代表取締役



土曜セミナーの開催

創業者を対象に平日に参加（相談）が難しい方のために、外部専門家による創業に関する知識やノウハウを提供するセミナーに加え、個別相談会を開催しました。

■「ビジネスを創る 創業支援セミナー」

日時 令和元年7月20日（土）13:00～17:00

場所 グランフロント大阪北館タワーB10階

ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーB Room B08

講師 岡田 明穂 氏（中小企業診断士）

一般社団法人 関西dラボ 代表理事

近年注目されている「ビジネスモデルキャンバス」を活用し、参加者が頭の中で描いていた事業アイデアを、ビジネスモデルとして可視化させる手法について解説していただきました。



■「夢を現実にするために!創業に向けてのチェックポイント」

日時 令和元年12月7日（土）13:00～17:00

場所 なんばスカイオ コンベンションホール8階 会議室2

講師 伊藤 弥生 氏（公認会計士/税理士）

伊藤弥生公認会計士事務所 代表

公認会計士・税理士の視点から創業準備に必要なことを、「資金」「販路」「経費」「事業計画」に焦点を当てて、解説していただきました。



女性起業家支援セミナーの開催

女性起業家ならではの抱える悩みの解決に向けた支援や女性起業家のネットワークを広げる機会を提供するために、「女性起業家支援セミナー」を開催しました。当日は13名の方にご参加いただきました。

また、女性起業家のサポートを目的に、当協会では女性起業家支援チーム「minori」を立ちあげ、本セミナーで、参加者と交流を図るとともに、具体的な資金調達の相談を受けました。

日時 令和元年12月10日（火）13:30～16:30

場所 大阪産業創造館5階 研修室C

講演Ⅰ：「女性起業家 ステップアップのコツ 小さく生んで大きく育てるポイント」

三根 早苗 氏（有限会社パワーエンハンスメント 代表取締役）

創業後に発生しやすい課題や事業を拡大していくためのヒント等を、経験に基づく具体的な話を織り交ぜながら、わかりやすくご講演いただきました。

講演Ⅱ：「当協会をご利用中の先輩起業家による体験談」

三谷 直子 氏（ビジューオーガナイズ株式会社 代表取締役）

三根氏とのトークセッション形式にて、自身の起業から学んだ経験談を先輩起業家の立場からお話いただきました。

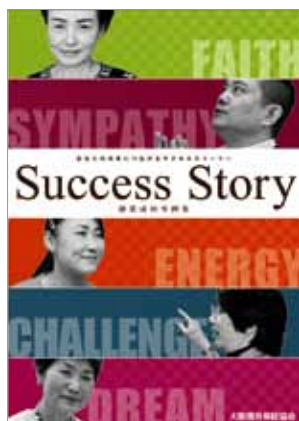


創業者向け広報物

■創業者向けガイドブック・事例集

難しく思われがちな創業計画の作成を中心に、創業前の準備についてご案内したガイドブックを作成しました。

また、創業が多いといわれる業種から8つの業種をピックアップし、事業計画のポイントなどをより詳しくご案内した事例集を作成しました。



NEW

■創業成功事例集 (Success Story)

先輩起業家の貴重な体験談を掲載した創業成功事例集を作成しました。創業の動機、創業時に苦労されたことやその乗り越え方のほか、これから創業される方へのアドバイスなどについて伺っています。



創業者向け相談窓口の設置

サポートオフィスを中心に、本支店で創業に関するご相談を承っています。

また、平日の昼間に相談時間が取れない方のために、サポートオフィスにて創業休日・夜間相談窓口を開設し、お忙しい方でも効率的にご相談いただける態勢を整えました。ご利用に際しては、お客さまの利便性を考慮し、当協会Webサイトでの予約制としました。

他機関との連携

他機関との連携を深め、創業者支援の拡充を図りました。

■関西女性起業家応援プロジェクト&ネットワークへの参画

「関西女性起業家応援プロジェクト&ネットワーク」とは、近畿経済産業局が実施する女性起業家を応援するプロジェクトで、ビジネスプラン発表会を中心に、関係機関と連携し、イベント・セミナー等を開催しています。

当協会は、「パートナー」として本事業に参画しています。

■大阪起業家グローイングアップへの参画

「大阪起業家グローイングアップ」とは、大阪府が実施する将来の大阪経済を担う有望な起業家を発掘し、その成長を支援する事業です。今後の活躍が期待できる起業家を発掘する場としてビジネスプランコンテストが開催されており、当協会は推薦機関として参画しています。

■サンソウカン・スタートアップ・パートナーズへの参画

公益財団法人大阪産業局が民間企業等と連携し、大阪で起業する方をサポートするネットワークで、当協会は「スタートアップサポーターズ」として参画しています。

創業者向け保証制度の実績

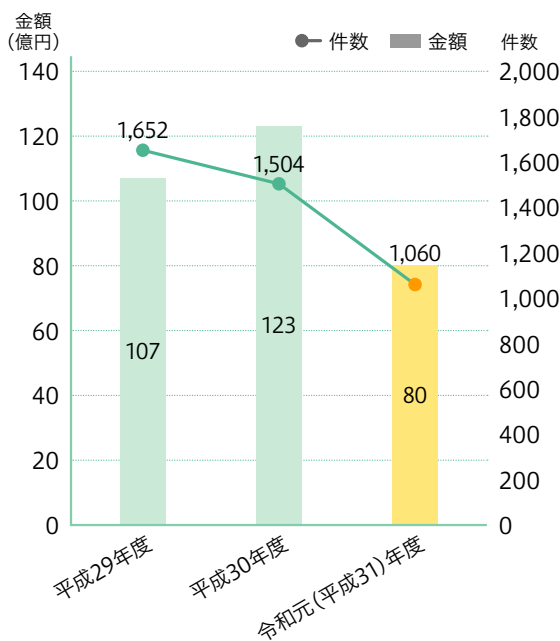
取扱金融機関の拡充と積極的な周知により、多くの方々に創業者向け保証制度をご利用いただきました。

■令和元（平成31）年度 創業に係る保証状況

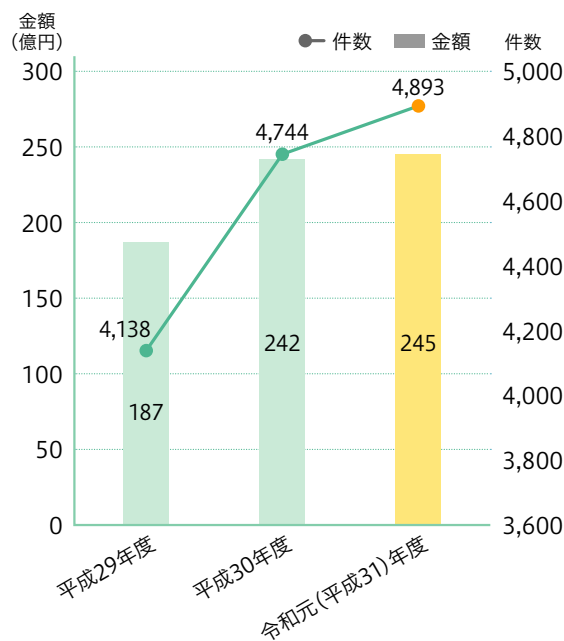
（単位：件・百万円）

	保証承諾				保証債務残高			
	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
金融機関経由保証	900	67.0%	7,062	61.6%	3,965	109.6%	21,800	103.6%
ES保証	852	67.0%	6,555	61.4%	3,637	111.9%	19,612	105.7%
ES保証プラス	47	67.1%	495	65.6%	283	95.6%	2,037	88.5%
創業・創業等関連保証	1	50.0%	12	60.0%	45	63.4%	150	80.9%
大阪府融資制度保証	160	99.4%	913	104.5%	928	82.3%	2,750	88.3%
開業資金A・B	142	97.9%	788	103.3%	837	81.5%	2,430	86.3%
地域支援ネットワーク型A・B	18	112.5%	125	112.8%	91	91.0%	320	107.5%
合 計	1,060	70.5%	7,975	64.7%	4,893	103.1%	24,550	101.6%

創業に係る保証承諾推移



創業に係る保証債務残高推移



OSAKAビジネスフェア ものづくり展⁺ 2019の開催

令和元年11月20日(水)に、「ものづくり」をテーマとした“OSAKAビジネスフェア ものづくり展⁺ 2019”を開催しました。本フェアは、優れた技術や魅力ある製品・商品等を有する中小企業・小規模事業者の皆さまに、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただくことを目的としたもので、今回で5回目の開催となりました。

各府県の様々な分野の中小企業・小規模事業者、公的機関・支援機関あわせて173社・団体にご出展していただき、業種や地域の垣根を越えた商談・情報交換が活発に行われました。

当日は2,751名の皆さまにご来場いただき、大盛況のうちに終了することができました。



特別講演

●「島耕作からみる日本の未来像」

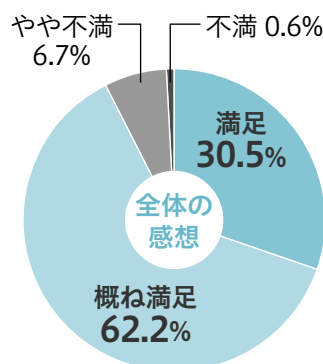
弘兼 憲史 氏(漫画家/有限会社ヒロカネプロダクション代表取締役/徳山大学客員教授)

●「牛窪恵のトレンドなう～今、何が売れる？今、誰が買う？～」

牛窪 恵 氏(マーケティングライター/世代・トレンド評論家/有限会社インフィニティ代表取締役)

開催日時	令和元年11月20日(水) 10:00～17:30
会場	マイドームおおさか 2階・3階展示ホール
来場者数	2,751名
主催	大阪信用保証協会
共催	公益財団法人 大阪産業局
後援	近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府
協賛	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部、一般財団法人 信用保証サービスセンター【ORBITコンピュータシステム参加信用保証協会】 山形県信用保証協会、島根県信用保証協会、秋田県信用保証協会、和歌山県信用保証協会、青森県信用保証協会、鳥取県信用保証協会、高知県信用保証協会 【近畿地区等信用保証協会】 滋賀県信用保証協会、京都信用保証協会、兵庫県信用保証協会、奈良県信用保証協会、徳島県信用保証協会
協力 (順不同)	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、徳島大正銀行、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、永和信用金庫、北おおさか信用金庫、枚方信用金庫、尼崎信用金庫、のぞみ信用組合、一般社団法人 大阪中小企業診断士会、一般社団法人 大阪府異業種連携協議会、大阪商工会議所、大阪府信用金庫協会、大阪弁護士会 中小企業支援センター、地方独立行政法人 大阪産業技術研究所、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所、独立行政法人 国際協力機構 関西センター、日本公認会計士協会 近畿会、MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)、大阪芸術大学、大阪産業大学、大阪府立大学、近畿大学、立命館大学

■ビジネスフェア来場者の声



- 出展者の業種が様々で、ビジネスのアイデアなど刺激を受けた。
- その場で興味をもった企業と相談などができる環境がよかった。
- 有益な情報を収集できたうえ、フェアの雰囲気がとても良かった。

SDGs入門セミナーの開催

令和元年9月3日(火)、クリエイション・コア東大阪にて、MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)との共催でSDGs入門セミナーを開催しました。

講師に桑原 崇 氏(一般財団法人 電気安全環境研究所 総務部CSR担当部長兼関西事業所副所長)をお招きし、「中小企業者のためのSDGs活用術」というタイトルで、SDGsの概要や今後考えられる中小企業者への影響等についてご講演いただきました。

本セミナーでは、SDGsを事業活動に取り込むことで企業価値の向上や新たなビジネスチャンス獲得のきっかけとなることを発信し、中小企業者の事業活動におけるSDGsへの取組みを推進しました。

事業承継セミナーの開催

今年度は令和元年8月23日(金)に事業承継ミニセミナーを、令和元年10月11日(金)～令和元年10月25日(金)までの毎週金曜日と令和2年1月16日(木)～令和2年1月30日(木)までの毎週木曜日の2度にわたり、経営者・後継者向けに事業承継セミナーを開催しました。

講師に天井 省二 氏(株式会社プロ・スクエアコンサルタンツ 代表取締役)と杉本 雅彦 氏(杉本雅彦税理士事務所 中小企業診断士事務所)の両名をお招きし、当協会をご利用中の方を対象に演習を交えながら、事業承継のノウハウや知識等についてご講義いただきました。

ミニセミナーは43名、セミナーは延べ138名の方にご参加いただきました。

第1回 ミニセミナー		セミナー内容
令和元年 8月23日(金)		■事業承継の現状、事例紹介、経営資源の承継 ～承継準備に取り組む必要性に気付く～
第2回 セミナー	第3回 セミナー	セミナー内容
令和元年 10月11日(金)	令和2年 1月16日(木)	■事業承継の概論、事例紹介、意見交換会 ～事業承継とは？ その現状を知る～
令和元年 10月18日(金)	令和2年 1月23日(木)	■経営の承継について(10年先の企業の姿を考える) ～自社の顧客提供価値を考え、知的資産を明らかにする～
令和元年 10月25日(金)	令和2年 1月30日(木)	■人、資産の承継について ～経営権や会社の重要資産を承継するときのポイントを解説～ ■事業承継計画の作成 ～自社の事業承継の大まかなスケジュールを作成してみよう～

大阪府事業承継ネットワークへの参画

事業承継支援の一環として、大阪府事業承継ネットワークに参画しています。同ネットワークは、大阪府内の中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継を促すため、120を超える機関・団体が参画し、連携して事業承継支援を行っています。

また、今年度は近畿財務局、近畿経済産業局、大阪府、大阪府事業承継ネットワークの共催で開催された「事業承継・事業継続セミナー～新しいバトンのカタチ～」に当協会職員を講師として派遣し、信用保証を活用した事業承継事例を紹介しました。



ビジネスフェア等への参加

金融機関などが主催するビジネスフェア等へブースを出展しました。支援機関として各種相談や保証制度の紹介に加え、リーフレットを配布する等のPR活動を行いました。



開催日	イベント名	開催者
令和元年6月11日(火) 12日(水)	第8回大阪府内信用金庫合同 ビジネスマッチングフェア2019	大阪府内7信用金庫 大阪府信用金庫協会 公益財団法人 大阪産業局
令和元年11月6日(水) 7日(木)	第21回きたしんビジネスマッチング フェア2019with大阪大学	北おおさか信用金庫

日本政策金融公庫との連携

地域経済の活性化の促進を目的に、株式会社日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

中小機構 近畿本部との連携

大阪府内中小企業者に対する経営支援を円滑に行い、地域経済の活性化に貢献することを目的に、独立行政法人 中小企業基盤整備機構近畿本部(中小機構 近畿本部)と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。今年度は当協会が主催するイベントに講師・相談員を派遣していただきました。

経営支援における保証支援

■新型コロナウイルス感染症への対応として、危機関連保証の発動

従来の一般保証、セーフティネット保証に加え、今回初めて発動された危機関連保証を活用し、中小企業者の安定的な資金供給の下支えを行っています。

(一般の保証限度額)			(セーフティネット保証の保証限度額)			(危機関連保証の保証限度額)	
有担保保証	2 億 円	+	有担保保証	2 億 円	+	有担保保証	2 億 円
(6号認定については3億円)							
無担保保証	8,000万円		無担保保証	8,000万円		無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円		特別小口保証(※)	2,000万円		特別小口保証(※)	2,000万円

(※) 特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

「セーフティネット保証」は、取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等の場合に、経営を安定させるための代表的な保証制度のひとつで、一般の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

「危機関連保証」は、大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、一般の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

■新型コロナウイルス感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、当協会では、令和2年1月29日に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しました。

また、2月17日には「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証」を創設、取扱いを開始し、3月2日には「セーフティネット保証」が、3月13日には「危機関連保証」が発動されたことを受け、これらについても取扱対象に追加しました。

これに伴い、保証申込が急増し、3月中の保証申込は8,670件と昨年度の2倍を超え、金額も2,744億円と昨年度の3倍に迫り、それまでやや低調であった保証承諾も一転し、年間の計画額を達成しました。

加えて、5月1日からは政府が定めた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に規定する『民間金融機関における実質無利子・原則無担保融資』に対応する「新型コロナウイルス感染症対応資金保証」の取扱いを開始しました。

本保証制度は、売上高減少率や企業規模等、一定の条件に該当する場合、保証料に加え当初の3年間の貸付利息が実質的に不要となるなど、お客さまの資金調達コストがゼロとなることもあって、保証申込が殺到し、5月中の保証申込は29,022件、6,846億円となり、平時における年間保証申込の70%を超える件数を受付しました。

当協会では、保証関係業務を最優先業務と定め、保証審査部門の人員を増員するとともに、保証事務プロセスの見直しを行うなど、迅速かつ柔軟な対応に努めています。

■(特別)相談窓口の設置

令和2年4月1日現在、以下の(特別)相談窓口を設置しお客さまからのご相談をお受けしています。

- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

■中小企業者のニーズに即した保証制度の創設

今年度は、金融機関との連携により、短期運転資金ニーズにタイムリーに対応した期日一括型のCSキューブ保証を創設しました。

また、事業承継が日本社会における喫緊の課題となっていることを踏まえ、令和2年4月から経営者保証を不要とする事業承継特別保証の取扱いを開始しました。

モニタリングの実施

大口保証利用先や業歴の浅いお客さまを中心に、金融機関を通じ、または当協会が直接モニタリングを行いました。お客さまの業況把握に努め、その結果を踏まえて条件変更や借換等の金融支援提案を実施するなど、期中支援態勢の強化を図っています。

加えて、全国統一の取扱いとして行っている経営力強化保証等にかかるモニタリングにおいても、適切な期中支援を図るため、必要に応じて決算書・試算表、改善計画書等をご提出いただきました。

また、財務診断サービスや現地訪問による経営相談を行い、コンサルティング機能の強化に努めています。

経営支援サービスの実施

ご希望されるお客さまに経営支援サービスを実施しており、当協会職員によるサービスだけでなく、外部専門家によるサービスについても、多くのお客さまにご利用いただいています。

外部専門家	当協会	
専門家相談サービス	財務診断サービス	企業訪問サービス
58件	158件	2,210件

◆**専門家相談サービス**：イベント時に外部専門家による相談ブースを設けています。

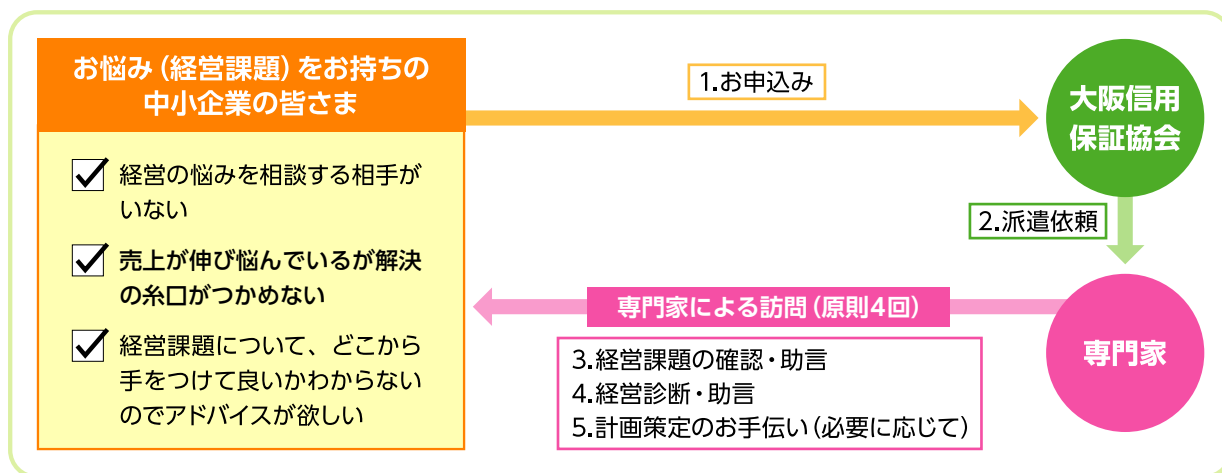
◆**財務診断サービス**：一般社団法人C R D協会（詳しくは、P. 40をご参照ください。）が作成した財務診断ツール「中小企業経営診断システム（McSS）」を使い、中小企業診断士の資格を有する当協会の職員が、財務診断を主体とした経営相談を実施しています。

◆**企業訪問サービス**：保証部門の職員がお客さまの営業所に訪問し、経営支援情報等を提供しています。

経営サポート事業(国の「経営支援強化促進補助金」に基づく事業)

■経営サポート事業

訪問支援チームが企業訪問を行い、各企業のニーズを把握したうえで外部専門家を派遣し、経営診断や経営改善計画等の策定支援を実施しました。



支援内容	延べ回数	企業者数
企業訪問	1,014回	1,011先
経営診断(フェーズⅠ)	473回	473先
経営診断(フェーズⅡ)	810回	268先
経営改善計画策定支援	413回	87先
生産性向上計画策定支援	215回	50先

■支援後のフォローアップ

過年度に経営サポート事業をご利用いただいた計画策定支援実施先に対し、計画の進捗動向についてフォローアップを実施し、ご希望の方に外部専門家を派遣し、問題点等についてアドバイスを行いました。

支援内容	延べ回数	企業者数
フォローアップ	378回	378先

経営改善支援における保証支援

平成21年12月4日の中小企業金融円滑化法の施行以来、当協会はその趣旨を踏まえ、中小企業の資金繰りの安定や事業の再建のために返済条件の変更を行ってまいりました。

同法が終了した現在も、必要に応じて返済条件の変更を行うなど、金融機関との連携を密にし、事故発生を未然に防ぐ取組みを行っています。また、既存保証を活用した借換等の金融支援提案を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けておられる方については、お客さまの実情にあわせたきめ細やかな対応に努めています。

■経営力強化保証

平成24年10月から実施されている全国統一の保証制度で、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画を策定し、計画の実行に取組む中小企業者に対し、事業計画の実施に必要な資金の調達を支援することで、計画達成を支援しています。また、保証料率の割引を行い、中小企業者の資金調達の円滑化・経営改善を支援しています。

■事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）

「経営サポート会議」（P.22参照）での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援しています。

■条件変更改善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善の見込まれる事業計画の策定が可能な方に対し、借換と同時に追加資金の調達を支援することにより、月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化を図っています。

■令和元（平成31）年度経営改善に係る保証状況

（単位：件・百万円）

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
経営改善に係る保証	経営力強化保証	2,489	91.9%	55,025	91.3%	7,530	115.9%	129,925	110.8%
	経営改善サポート保証	152	86.9%	6,183	86.2%	673	123.7%	23,143	119.0%
	条件変更改善型借換保証	45	61.6%	1,251	59.7%	232	122.1%	6,595	114.2%
	合 計	2,686	90.8%	62,459	89.9%	8,435	116.7%	159,663	112.0%

大阪府中小企業支援ネットワークについて

地域の関係者の力を総動員して、中小企業者の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、都道府県単位で「中小企業支援ネットワーク」が構築されています。

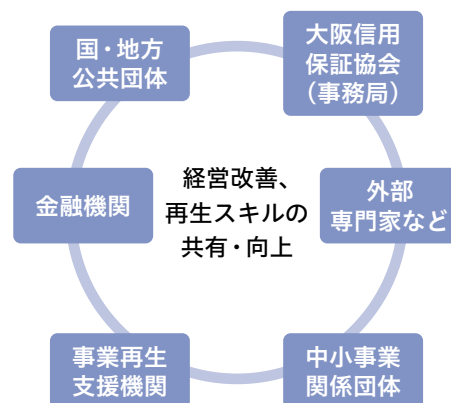
大阪府においては当協会が事務局となり、大阪府中小企業支援ネットワーク会議（全体会議）および経営サポート会議（個別会議）を開催し、ネットワークの強化に努めています。

■大阪府中小企業支援ネットワーク会議の開催・・・・・・・・

大阪府中小企業支援ネットワーク会議は、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業団体、国、地方公共団体等の関係者間で連携した「中小企業支援ネットワーク」を構築することを目的としています。

有識者による講演、参加金融機関等による事例紹介等を通じ、経営改善や事業再生の目線を揃え、地域における中小企業者の経営改善、再生スキルの共有と向上を図り、企業再生のインフラを醸成することにより、大阪府域の面的再生支援の促進に努めています。

大阪府中小企業支援 ネットワーク会議（全体会議）



●第14回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

開催日時	令和元年6月24日（月） 14:30～17:00
会場	大阪信用保証協会 本店7階会議室
参加機関数	40機関
講演内容	「金融機関と公庫との連携による経営改善の取組みについて」（日本政策金融公庫） 「DDSを活用した再生支援」（中小企業再生支援全国本部） 「事業承継について―法務のポイントと課題―」（弁護士法人 中央総合法律事務所）

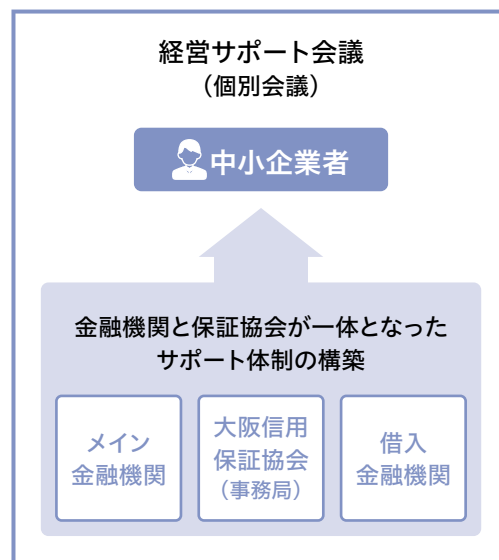
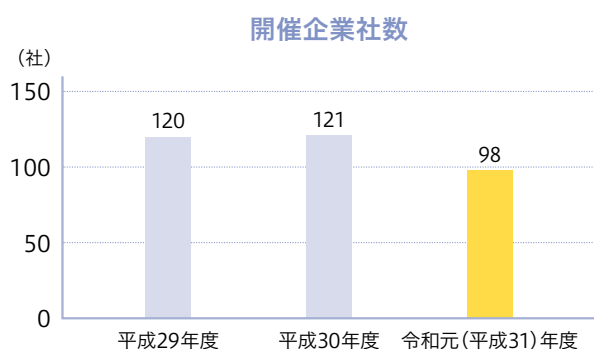
●第15回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

開催日時	令和2年1月20日（月） 14:30～17:00
会場	大阪信用保証協会 本店7階会議室
参加機関数	44機関
講演内容	「中小企業施策全般について」（近畿経済産業局） 「最近の金融行政について」（近畿財務局） 「事業承継支援の取組みについて」（大阪府事業承継ネットワーク事務局）

■経営サポート会議の開催

個々のお客さまを対象に随時開催している会議で、お客さま・金融機関・当協会が一堂に会し情報共有を図っています。お客さまから「1年間の事業活動」「次年度以降の事業計画」「今後の資金調達計画・資金繰り状況」「現状抱える経営課題」等を報告いただき、意見交換の後、必要に応じて経営改善についての助言等を行い、金融機関と当協会が一体となってお客さまへのサポートを行います。

お客さまは、複数の金融機関と信用保証協会それぞれに同じ説明をする必要がなくなり、金融機関は、他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。また、事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）のご利用時における事業再生計画への合意形成に向けた意見交換の場としてもご利用いただけます。



中小企業再生支援全国本部から感謝状授受

当協会が地域の中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、昨年度に引続き、令和元年8月28日(水)に中小企業再生支援全国本部から感謝状をいただきました。

今後も、中小企業再生支援協議会をはじめ、金融機関、各関係機関等と連携し、より一層再生支援の取組みを強化してまいります。



関係機関との連携強化

再生支援業務の円滑化を図り、関係機関との連携を強化することを目的に、関係機関と定期的な意見交換を行っています。

また、意見交換に加え、令和元年7月23日(火)、令和2年1月31日(金)に大阪府中小企業再生支援協議会と、また令和元年10月18日(金)、令和元年11月18日(月)に株式会社日本政策金融公庫との勉強会を開催しました。

お互いの再生支援の取組みについて理解を深め、双方の協力関係を深めてまいります。

地方創生ファンドへの出資について

平成30年4月「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、再生支援ファンドのみならず、創業や中小企業者の経営の改善や発達を支援することを目的とするファンドへの出資が可能となりました。

今年度に、次の3つの地方創生ファンドへ出資しました。

■ 関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 (通称：イノベーションファンド25)

地域社会における新事業の創出等産業振興に寄与し、大阪・関西の地域経済の発展や雇用の確保に繋がると判断される事業者への成長支援を通じ大阪・関西地域の活性化を目的としています。

ファンド総額	設立時12億円【追加募集により最大25億円程度】(うち当協会出資額2億円)
組員 (令和2年4月30日現在)	無限責任組員：池田泉州キャピタル(株) 有限責任組員：大阪信用保証協会、(株)池田泉州銀行、ロート製薬(株)、 岩谷産業(株)、塩野義製薬(株)、エネサーブ(株)、(株)ゆうちょ銀行、 阪急阪神ホールディングス(株)
設立日・存続期間	令和元年9月20日から10年
主な投資対象	大阪・関西万博が目指す「SDGs が達成される社会」「Society5.0の実現」に 貢献する技術・ビジネスモデルを持った企業
投資形態	普通株式、優先株式 等

■ おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合 (通称：おおさか事業承継・創業支援ファンド)

円滑な事業承継および創業・第二創業に取り組む中小企業者を支援し、雇用の確保・地域経済の活性化を通じ、地方創生に貢献することを目的としています。

ファンド総額	設立時5億円(うち当協会出資額2億円)
組員	無限責任組員：フューチャーベンチャーキャピタル(株) 有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪信用金庫
設立日・存続期間	令和元年9月30日から10年
主な投資対象	大阪信用金庫、大阪信用保証協会の営業エリア内に本社または拠点を置き、 事業承継および創業・第二創業に取り組む中小企業者
投資形態	種類株式、普通株式 等

■ O S A K A 地域成長・創業支援投資事業有限責任組合 (通称：City・Simpoステップアップファンド)

「経営改善に取り組みつつ次の成長に向けた資金を必要とする企業」や「創業または創業後まもないが今後の成長が期待される企業」への支援を通じ、大阪経済の活性化に貢献することを目的としています。

ファンド総額	設立時5億円(うち当協会出資額2億円)
組員	無限責任組員：信金キャピタル(株) 有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫
設立日・存続期間	令和2年2月3日から10年
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫の営業区域に拠点を有し、経営改善 に取り組み次の成長が見込める事業者や創業または創業後まもないが今後の成 長が期待できる事業者
投資形態	種類株式、普通株式 等

金融機関感謝制度

府内中小企業金融の円滑化および中小企業者への経営改善支援や創業支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業者の振興発展に貢献いただいた金融機関に感謝の意を表するため、金融機関感謝制度を実施しています。

令和元（平成31）年度感謝店舗としては、母店表彰2金融機関、営業店表彰8金融機関26営業店を選定しました。



大阪シティ信用金庫



大阪信用金庫

信用保証利用企業動向調査の実施

府内の中小企業・小規模事業者の景況・金融動向等を把握するため、株式会社日本政策金融公庫と共同で、信用保証制度を利用されている企業の皆さまのご協力を得て、四半期ごとにアンケート調査を行っています。

実施結果は、株式会社日本政策金融公庫のWebサイトや当協会広報誌「Simpo」に掲載しています。

大学出張講義・講演

広報の強化・充実策の一つとして、大阪府内の大学で産学連携を見据え出張講義等を行い、協会の認知度と信用保証制度への理解度向上に努めています。

今年度は、以下のとおり出張講義・講演を行いました。

■出張講義

テーマ：「中小企業金融における信用補完制度について～信用保証協会の役割～」

講義日	実施場所
令和元年 5 月30日（木）	立命館大学経営学部
令和元年12月23日（月）	大阪府立大学現代システム科学域

■出張講演

テーマ:「未来の社長のための信用保証協会講座」

講演日	実施場所
令和元年 7 月11日(木)	近畿大学経営学部
令和元年10月28日(月)	



海外機関との交流

中小企業の振興は国の経済および社会の発展に重要な役割を果たしており、多くの国で重要な政策課題として位置づけられています。当協会では、業務視察、研修目的で来日された方々の受入を積極的に行っています。

「中小企業金融における信用補完制度について～信用保証協会の役割～」と題して、日本における信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割について、講義を行いました。参加者の関心も高く、講義中はさまざまな質問が飛び交い、活発な意見交換が行われました。

■「韓国信用保証基金」業務視察受入

受入日 令和元年7月9日(火)

来訪者 韓国信用保証基金 職員
計28名



■「2019年度中小企業振興政策研修」受入

受入日 令和元年11月21日(木)

来訪者 開発途上国で中小企業振興に携わる
行政官 計9名



「SDGs宣言」の策定

令和元年10月に、SDGsの趣旨に賛同し地域貢献への基本的な方針として、「大阪信用保証協会SDGs宣言」を策定しました。

大阪信用保証協会SDGs宣言

大阪信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という信用保証理念のもと、持続可能な開発目標 (SDGs) の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。

「SDGs宣言」とあわせて、「SDGsの取組み事項」をWebサイトに公表しています。



また、令和2年4月からは大阪府融資制度保証において、「SDGsビジネス支援資金保証」を創設し、SDGsの達成に取り組むための資金供給を支援しています。

大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者への登録



「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度は、大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進めている事業者を応援する制度で、当協会は平成30年3月13日に登録されました。

当協会では、引き続き男女ともに働きやすく、働きがいのある組織づくりを推進してまいります。

反社会的勢力の排除への取組み

信用保証協会の社会的公共性を認識し、大阪府警察との緊密な連携によって暴力団等反社会的勢力を排除し、信用保証業務の適正な運営を図ることを目的として「信用保証協会大阪地区暴力団対策連絡協議会」を設置しています。

令和元年7月8日(月)に総会を、令和2年1月31日(金)に委員会を開催し、専門知識を有する顧問、参与に最近の動向や対応についてご講演いただきました。また、個別案件の事例をもとに、当協会の反社会的勢力排除の取組みを報告しました。

反社会的勢力排除への備えとして、反社データの蓄積、組織としての反社対応態勢の整備、警察・弁護士等との連携強化などが重要であることを再確認しました。

外部評価委員会の実施

令和元年7月に外部有識者で構成される外部評価委員会を開催し、委員の意見・アドバイスを踏まえて、「平成30年度経営計画の評価」および「平成30年度コンプライアンス態勢及び運営状況の評価」を作成しました。

評価内容は近畿経済産業局を通じ経済産業大臣に報告するとともに、経営の透明性を確保する観点から、当協会Webサイトに掲載しています。

開催日 第1回 令和元年7月4日(木) 第2回 令和元年7月18日(木)

ORBITシステムの機能強化に向けた取組み

ORBITシステムは、信用保証協会の事務の効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システムで、借換時の保証料精算機能や、信用保証書のインターネット配信機能など、中小企業者、金融機関の皆さまの利便性向上を図る機能を盛り込んでおり、現在8信用保証協会で稼働しています。

今後も、当協会は同システムの運営会社である「保証協会コンピュータサービス株式会社」と連携し、申込等各種手続きの電子化検討を進めるなど、ORBITシステムの機能強化を図ってまいります。

■運営会社の概要

組織形態 株式会社

商号 保証協会コンピュータサービス株式会社 (略称:HCS(株))

所在地 大阪府門真市新橋町34-21

設立年月日 平成27年6月1日



キャッチコピーの作成

令和元年12月に、当協会のキャッチコピーを作成し、西梅田の地下道通路ガーデンアベニューに掲出の電照広告をリニューアルしました。

キャッチコピーは、信用保証に加え、創業・経営支援等を通じて、大阪府内の中小企業・小規模事業者を支援していることを大阪らしく表現し、『がんばるあなたを全力でサポート ええやん、保証協会』としました。



Webサイトの活用

当協会の取組みや各種保証制度、創業・経営支援等について、掲載しています。

当協会からの「お知らせ」をトップページに掲示し、タイムリーな最新情報の発信に加え、コンテンツの充実を図ることで、お客さまの利便性向上に努めました。



「LINE公式アカウント」サービスの開設

令和2年4月に、「LINE公式アカウント」サービスを用いた情報発信を開始しました。友達登録していただいた皆さまに有益な情報を直接、適時配信することにより、広報の充実を図っています。

是非、友だち登録をお願いします。

■LINE公式アカウント

LINEの友だち追加から

右の2次元コードを読み取ってください。



発刊物による広報

当協会をはじめてご利用になるお客さま向け

■「信用保証のご案内」

信用保証のしくみや当協会が取扱う各種保証制度の概要をまとめた「信用保証のご案内」を作成し、窓口にご相談に来られたお客さまにお渡ししています。また、創業・経営支援イベント等でも配布しています。



創業支援・経営支援のご案内

当協会が実施しているさまざまな創業・経営支援についてわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、各種イベントや当協会窓口にて配布しています。当協会が信用保証だけでなく、府内中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、さまざまな経営支援を行っていることを知っていただける内容となっています。

■創業支援施策リーフレット

創業期の方向けの支援施策をご紹介します。お客さまの創業ステージやお悩みに対応する支援策が一目でわかるよう工夫しました。



■経営支援施策リーフレット

中小企業者の皆さまへの経営支援施策をご紹介します。創業支援施策リーフレットと同様に、お悩みやご要望に対応する支援施策が一目でわかるよう工夫しました。



■事業承継リーフレット

事業承継に係る保証制度をご案内しています。各種保証制度の利用要件となる事業承継形態やポイント等をわかりやすく説明したものとなっています。



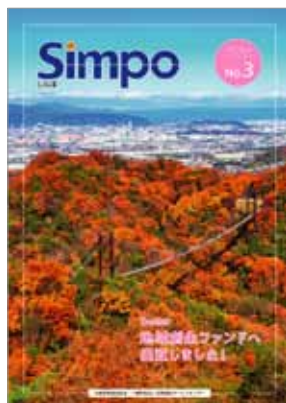
金融機関ご担当者さま向け

■「信用保証の手引き」

金融機関の皆さまへ、保証取扱いのポイントと保証制度の概要を簡潔に紹介した手引書として、「信用保証の手引き」(金融機関さま用)を作成しています。

■広報誌「Simpō」

広報誌「Simpō」を年4回発行し、当協会の取組みや信用保証利用企業動向調査の結果に加え、四半期毎の統計資料等を公表しています。



信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)保険部門に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用保証制度と信用保険制度が有機的に結合することにより信用補完制度が機能し、中小企業金融の円滑化に貢献しています。

信用補完制度とは「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。

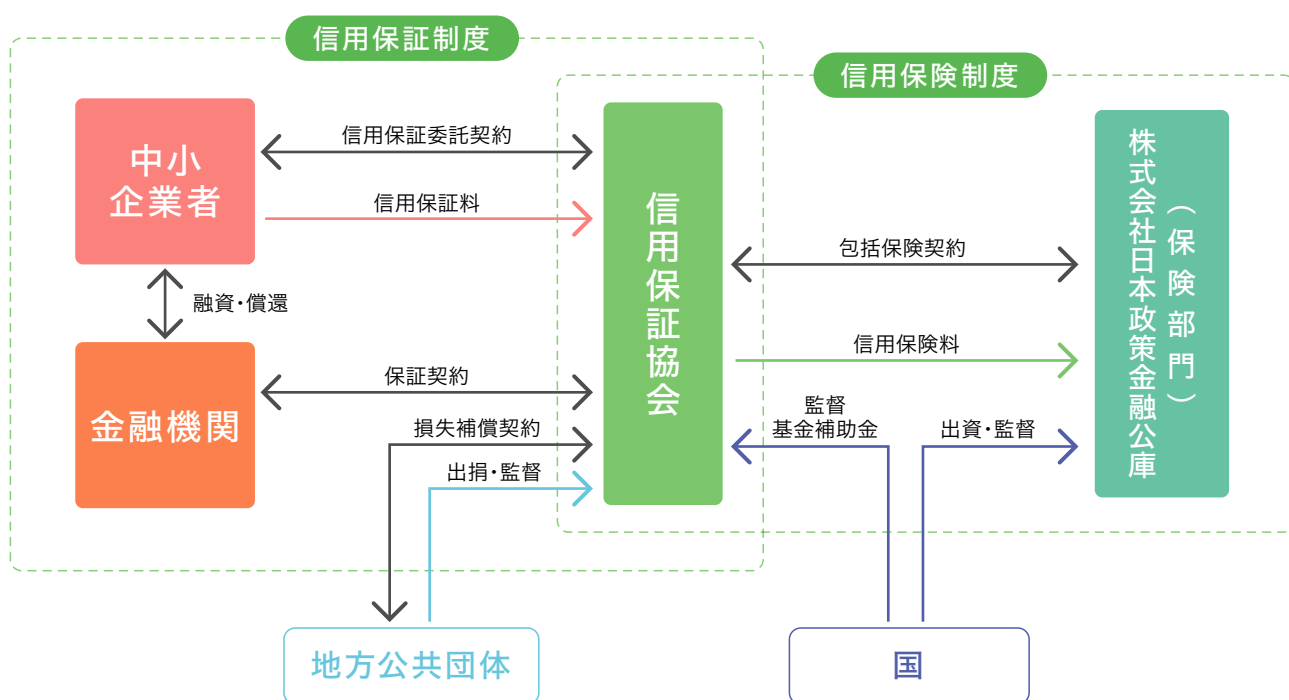
信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを支援する制度です。信用保証協会は融資実行に際し、信用保証料を受領し、また融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は公庫と信用保険契約(包括保険契約)を結んでいるため、保証付融資につき信用保険料を支払います。信用保証協会は、保証付融資が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額の内、一定割合の金額を公庫より保険金として受領します。

信用補完制度のしくみ



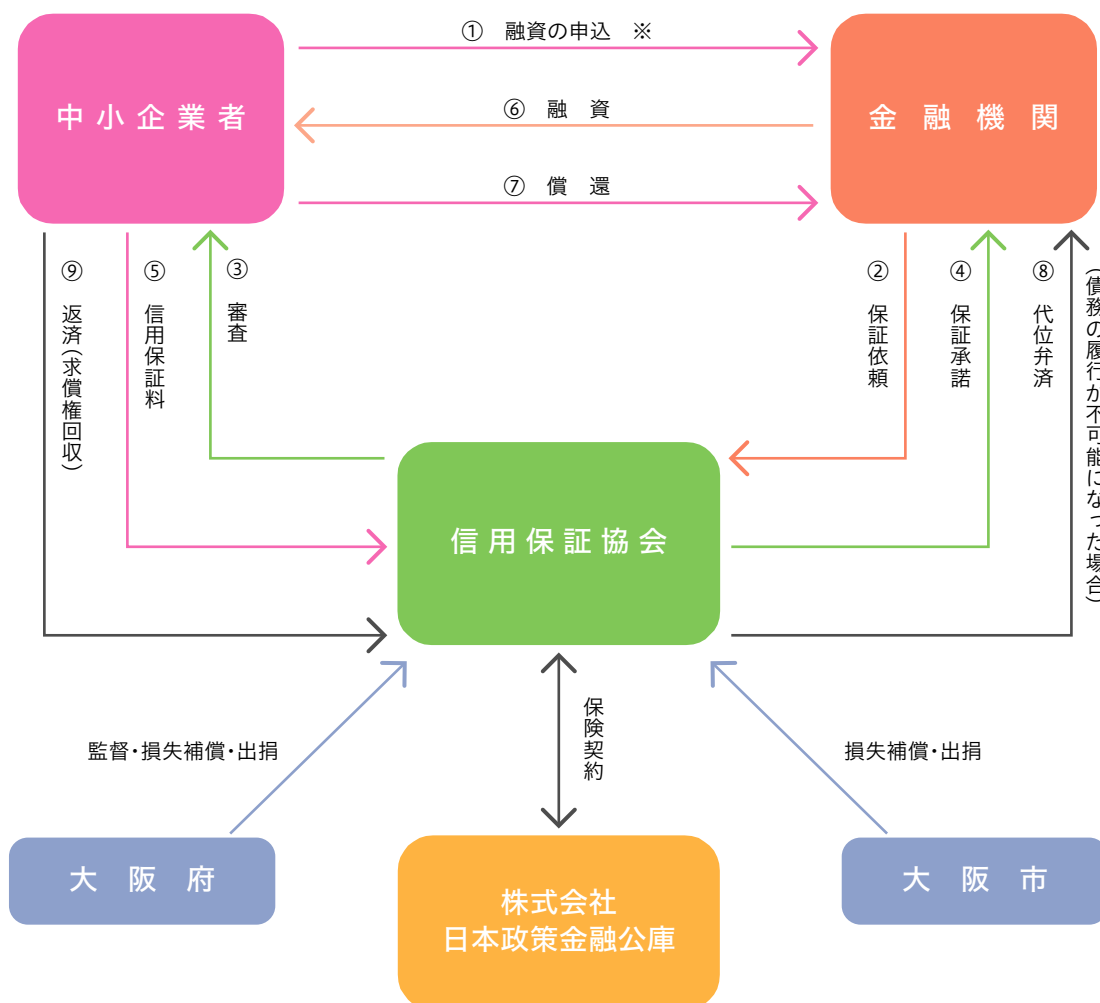
※公庫は、全額国が出資している法人です。したがって、保証の要件、資格、対象業種、資金使途などについては、公庫の規定に準拠しています。

信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業者が金融機関より融資を受けるとき、または中小企業者が社債を発行するとき、その債務の保証を行う公的機関です。

万一、何らかの事情により、中小企業者が債務の履行が不可能になった場合、中小企業者に代わって、保証人として金融機関または社債権者に債務の履行(これを「代位弁済」といいます。)を行います。

代位弁済によって求償権を取得し債権者となった信用保証協会は、中小企業者等の実状に応じて求償権の回収を行います。



※一部の大阪府融資制度につきましては、当協会・大阪府等もご相談・お申込窓口となっています。

信用保険制度のしくみ

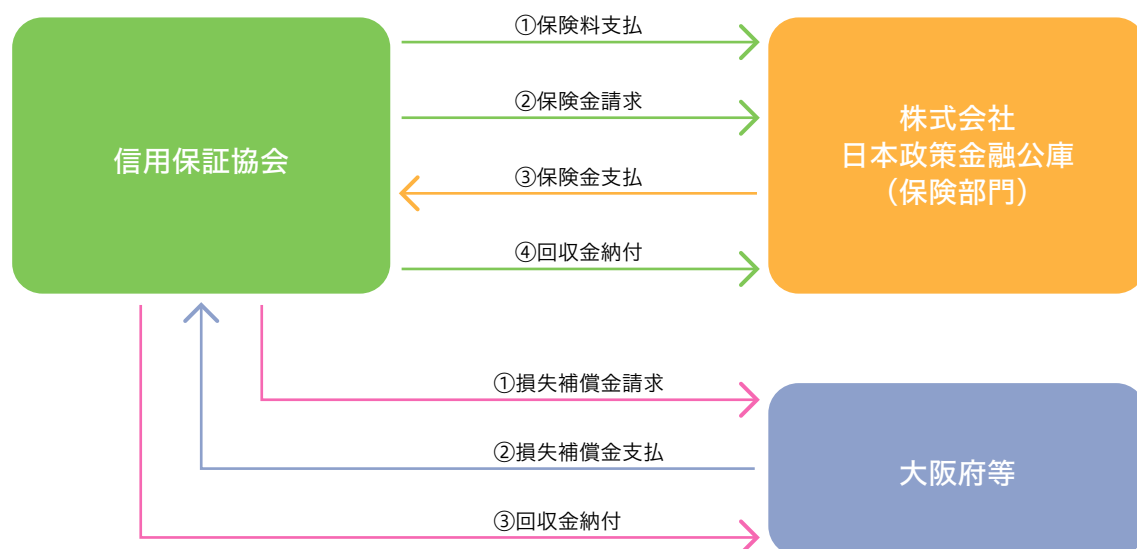
信用保険制度の当事者は、公庫と信用保証協会の二者です。公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

- ①信用保証協会は保証付融資につき、公庫に保険料を支払い、保険を掛けます。
- ②信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ③公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の一定割合(概ね70%から80%)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④信用保証協会は、代位弁済により取得した求償権の回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

損失補償制度のしくみ

損失補償制度とは、信用保証協会が代位弁済した場合、公庫からの保険金で補てんされない部分について、一定割合で損失補償金を受領するしくみのことです。この制度は、損失補償契約に基づくもので、代表的なものとして、大阪府融資制度に係る大阪府との損失補償契約があります。

- ①信用保証協会は、金融機関に代位弁済し公庫から保険金を受領した後、大阪府等に対し損失補償金の請求を行います。
- ②大阪府等は、代位弁済した元利金額の一定割合を損失補償金として信用保証協会に支払います。
- ③信用保証協会は、代位弁済した求償権の回収金を、損失補償金の受領割合に応じて大阪府等に納付します。



責任共有制度のしくみ

平成19年10月1日より全国の信用保証協会において、責任共有制度を導入しました。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には、負担金方式、部分保証方式の2つの保証方式があります。制度導入時にいずれの方式を採用するか金融機関にて選択いただいています。

負担金方式は、貸付金額の全額が代位弁済の対象となり(100%保証)、金融機関と信用保証協会との特約に基づき、代位弁済後に一定割合(20%)の負担金を金融機関が信用保証協会に拠出する方式です。(※下記に補足説明を記載)

部分保証方式は、貸付金額の一定割合(80%)を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分(20%)については、金融機関のプロパー債権となる方式です。

	【負担金方式】	【部分保証方式】
保証時	保証部分(100%)	保証部分(80%) 非保証部分(20%)
代位弁済時	保証協会からの代位弁済額(100%) 負担金(20%)	保証協会からの代位弁済額(80%) プロパー分(20%)

金融機関の選択方式にかかわらず、特定社債保証、流動資産担保融資保証など、部分保証方式のみの取扱いとなる保証制度があります。

また、経営安定関連特例1号～4号、6号に係る保証、危機関連保証、創業関連・創業等関連特例に係る保証、小口零細企業保証、特別小口保険に係る保証など、責任共有制度の対象とならない保証制度があります。

※信用補完制度を持続可能なものとする観点から、負担金方式を選択した金融機関から信用保証協会が受領した負担金(平成24年度以降の協会受領分)の一定割合を公庫へ納付します。

(公庫は、信用保証協会の保証に対して保険を引き受けており、代位弁済の際に信用保証協会に対して元本金額の一定割合を保険金として支払っているため、信用保証協会が金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付します。)

個人情報保護宣言

大阪信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱い、厳重に管理します。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人データは、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 適正管理・安全管理措置

- ①当協会は、お客様の個人データの漏洩・滅失・毀損等を防止するために、個人情報管理責任者を設置し、個人データの安全管理について、一元管理を図る体制を構築します。
- ②当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底するため計画的に教育・研修等を行います。
- ③当協会はおお客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように、各種法令等の遵守状況等を定期的に点検し、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、適宜、個人情報保護への取組方針、安全管理対策の維持・改善に努めます。

4. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検等を行います。

5. 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・削除、利用停止・第三者提供の停止

- ①お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データについて、法令等に定める一定の場合を除き、その利用目的の通知および開示を求めることができます。
 - ②当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
 - ③お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
 - ④お客様の個人データを個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 上記①～④の請求の方法は所定の『「保有個人データ」開示等申請書』に必要事項を記載のうえ、ご本人様確認書類を添付して当協会個人情報相談窓口へ持参または郵送ください。
- 具体的な手続につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)『「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項』をご覧ください。

6. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

7. 個人情報相談窓口

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口につきましては、P. 66のお問い合わせ窓口をご参照ください。

コンプライアンス

当協会が、中小企業者の金融円滑化という設立目的を持続的に果たしていくためには、業務の健全性を維持し、社会の信頼を得ることがなによりも必要であると考えています。そのためには、あらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な業務の執行が必要であり、コンプライアンスに関するマニュアルを定め、リスク管理の重要性を認識し、適正に業務を遂行し、社会的責任・経営目標を達成することで、地域経済・社会への貢献を果たしてまいります。

また、情報管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

■倫理基準

(信用保証協会の公共性と社会的責任)

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

(質の高いサービスの提供)

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(地域社会に対する貢献)

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

■コンプライアンスへの取組み

I. コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めることが重要と考え、以下の取組みを実践しています。

1. コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
2. 法令等遵守態勢を実現する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。
3. 具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

II. 不正利用者、反社会的勢力等に対して、捜査当局等の関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

1. 申込書への虚偽・不実記載の申し込みはお断りします。
2. 添付公文書・私文書の偽造の申し込みはお断りします。
3. 金融あっせん屋等が介在、介入する申し込みはお断りします。



III. 保証審査の公平性と透明性の確保に努めています。

1. 第三者の「信用調査における同席および交渉」をお断りします。

2. 第三者からの「保証審査に関する問い合わせおよび交渉」をお断りします。

◆悪質な場合は今後の利用もお断りします。

◆犯罪となる場合は告訴・告発いたします。

◆第三者には加入団体、地域の世話役、コンサルタント・顧問税理士等も含まれます。

(ここでいう第三者には、金融機関等取扱機関を含みません。)

◆第三者との申込人の顧客情報にかかわるやりとりは、個人情報保護法などの法令および当協会の規定により規制されています。

◆その他、第三者に関連する法令としていわゆる出資法や、いわゆる公職者等のあっせん利得処罰法の規定があります。

■情報管理への取組み

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、当協会にとって貴重な財産であり、これらの情報を安全に効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

保有する情報資産を守るため、基本的な指針として「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティ態勢の整備、継続的改善に努めています。

役職員が情報に対する適切な管理の重要性を認識し、個人情報保護法の遵守を基本に適正な運用に取り組んでいます。

情報セキュリティポリシー

大阪信用保証協会は、業務遂行を目的として保有する情報資産を、漏えい、き損、改ざんなど様々な脅威から保護し安全な状態を維持するため、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定めます。

1. 当協会は、保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ態勢(組織体制とその運用等)の維持・充実に努めます。
2. 当協会は、情報セキュリティに問題が生じた場合、関連法令等に基づき、原因究明や再発防止など適正な対処に努めます。
3. 当協会は、役職員等に対し、情報セキュリティに関する知識の向上・意識の醸成に努めます。
4. 当協会は、技術の進展、社会的環境の変化に応じて、情報セキュリティ態勢を継続的に見直し、改善することに努めます。

■顧客サービス向上への取組み

「顧客サービス向上委員会」を設置し、お客さまの立場にたった親身な実務対応や接遇面のサービス向上に努めています。

さらに、経営支援部において外部との連携を図りつつ経営相談等の経営支援や創業支援、企業支援部再生支援課において再生支援に関する相談を行い、並行して本店・各支店の窓口で総合相談窓口を設置し、一層きめ細やかな対応を行っていく態勢を整えています。

信用保証の対象

■企業規模

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、常用従業員数または資本金(出資金)が次表のいずれかに該当する必要があります。

業 種	常用従業員数	資本金(出資金)
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下	
卸 売 業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	
小 売 業(飲食店を含む。)	50人以下	—
医業を主たる事業とする法人	300人以下	

(注)

- ・ 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。(倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。)
- ・ 特定非営利活動法人(NPO法人)については、常用従業員数が300人(小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人)以下の法人。
- ・ 組合の場合は、別の条件が定められています。

■営業区域および業歴

大阪府内で事業を行っている方が対象です。

なお、保証制度毎に業歴等の要件が定められている場合があります。

■資金使途

信用保証の対象となる資金使途は、事業資金のみです。

■対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、以下の業種の方はご利用いただくことができません。

1. 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)
2. 漁業
3. 金融業、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)
4. 集金業、取立業などサービス業の一部
5. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けた飲食店で、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの
6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業等
7. 土地売買業(投機目的とする場合)
8. その他、社会的批判を受けるおそれのあるもの

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

■連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていていただくことになります。(金融機関により印鑑証明書などを求められる場合がありますので、予めご了承ください。)

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)など、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」(令和2年4月1日施行)により、連帯保証人になれる方は原則として公証人と直接面会し、「保証意思宣明公正証書」による保証意思確認手続きが必要になります。

ただし、個人事業者のお申込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

※当協会では、法人と経営者個人の資産・経理等の分離状況等を踏まえ、次の①かつ②の要件に該当する場合、取扱金融機関からのお申し出に基づき、経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

- ①取扱金融機関が、信用保証の付かない融資(既存の融資もしくは同時に実行する融資)について、経営者保証を不要としており、かつ、保全も図られていない場合
- ②直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない場合

この他、不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合も経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

また、経営者保証を不要とする保証制度もございます。

信用保証料

ご利用となる保証、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて公庫の信用保険に付されることとなっており、お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用が含まれています。

■弾力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率※」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の導入により責任共有制度の対象保証の保証料率は全国統一で「責任共有保証料率」と表示することとなりました。

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基 本 と な る 責任共有保証料率(年)	有担保 (通常料率)	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	有担保 (割引料率※1)	1.62%	1.49%	1.31%	1.13%	0.95%	0.81%	0.63%	0.45%	0.32%
	有担保 (割引料率※2)	1.44%	1.32%	1.16%	1.00%	0.84%	0.72%	0.56%	0.40%	0.28%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
特 殊 保 証 ※3 の 責任共有保証料率(年)	有担保	1.52%	1.39%	1.22%	1.05%	0.88%	0.75%	0.58%	0.41%	0.29%
	無担保	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
基 本 と な る 責任共有外保証料率(年)	有担保	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
	無担保	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※1 有担保については、当協会独自の割引を実施しています。

※2 提携有担保保証については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証等の根保証のことをいい、低保証料率を適用します。

保証料率区分は、保証のお申込をいただいたお客さまの決算内容等を「CRD」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査をふまえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡しする「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

保証決定までの間にお客さまからのお申し出がある場合、保証料率区分をお答えさせていただくことも可能ですが、あくまでも見込みであり、確定した保証料率区分ではありません。

★★「CRD」とは★★

経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業者の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

■弾力化料率を適用しない定率の保証

セーフティネット保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、経営安定資金保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、危機関連保証(年0.80%)、災害関係保証(年0.65%)、流動資産担保融資保証(年0.68%)等保証によっては、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

■保証料率の割引制度

保証のお申込時に、決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引き下げします。

※対象となる保証は、一括支払契約保証、中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証および新型コロナウイルス感染症対応資金保証(大阪府融資制度保証)を除く保証です。

※全国統一の取扱いです。

■信用保証料の計算方法

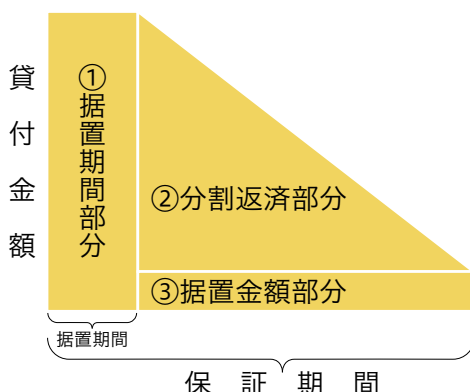
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

1. 一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合	②
据置期間部分のある分割返済の場合	①+②
据置金額部分のある分割返済の場合	②+③
据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合	①+②+③

①据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{係数} \times \frac{1}{12}$$

③据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

*分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回～ 6回	0.700	0.770
7回～12回	0.650	0.715
13回～24回	0.600	0.660
24回超	0.550	0.605

■信用保証料のお支払い方法

1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証(特定社債保証等、一部の保証を除く。)であって、お客さまのお申し出がある場合には、信用保証料を分割してお支払い(年払い)いただくことが可能です。

【分割支払いに際してご留意いただくこと】

- ・お支払いいただく信用保証料は、上記計算方法により算出した一括支払いの場合の信用保証料金額に、下表の徴収態様別係数を乗じた金額となりますので、一括支払いの場合よりもお支払い総額が多くなります。
- ・分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出いただくこととなっております。
- ・口座振替等所定の手続きが必要となります。
- ・分割回数、徴収態様別係数および分割支払い割合は、下表のとおり保証期間に応じたものとなります。

保証期間 超～以内	分割 回数	徴収態様 別係数	分割してお支払いいただく割合(単位:%)														
			貸付 実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
2年～ 4年	2回	1.01	75	25													
4年～ 6年	3回	1.02	60	30	10												
6年～ 8年	4回	1.03	45	35	15	5											
8年～10年	5回	1.05	35	30	20	10	5										
10年～12年	6回	1.08	30	20	20	15	10	5									
12年～14年	7回	1.09	25	20	20	15	10	5	5								
14年～16年	8回	1.09	20	20	15	15	10	10	5	5							
16年～18年	9回	1.09	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
18年～20年	10回	1.09	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
20年～22年	11回	1.09	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
22年～24年	12回	1.09	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
24年～26年	13回	1.09	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
26年～28年	14回	1.09	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
28年～	15回	1.09	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2

■信用保証料の返戻

信用保証料は違算を除き返戻しないのが原則ですが、最終履行期限前に完済された場合等で、お客さまの取引状況等により当協会が適当と認めた場合、信用保証料の一部を返戻することがあります。

ただし、1,000円未満となる場合は返戻いたしません。

■信用保証料の精算

新規保証により、完済条件とされた既存分に信用保証料の返戻が発生した場合、原則として新規保証の信用保証料と精算(相殺)いたします。

保証付融資実行後、お客さまの事情により返済方法を変更される場合には、変更後の返済金額や据置期間等に応じて信用保証料の再計算を行います。(原則、返済方法変更による信用保証料率の変更はなく、当初の保証料率が適用されます。)

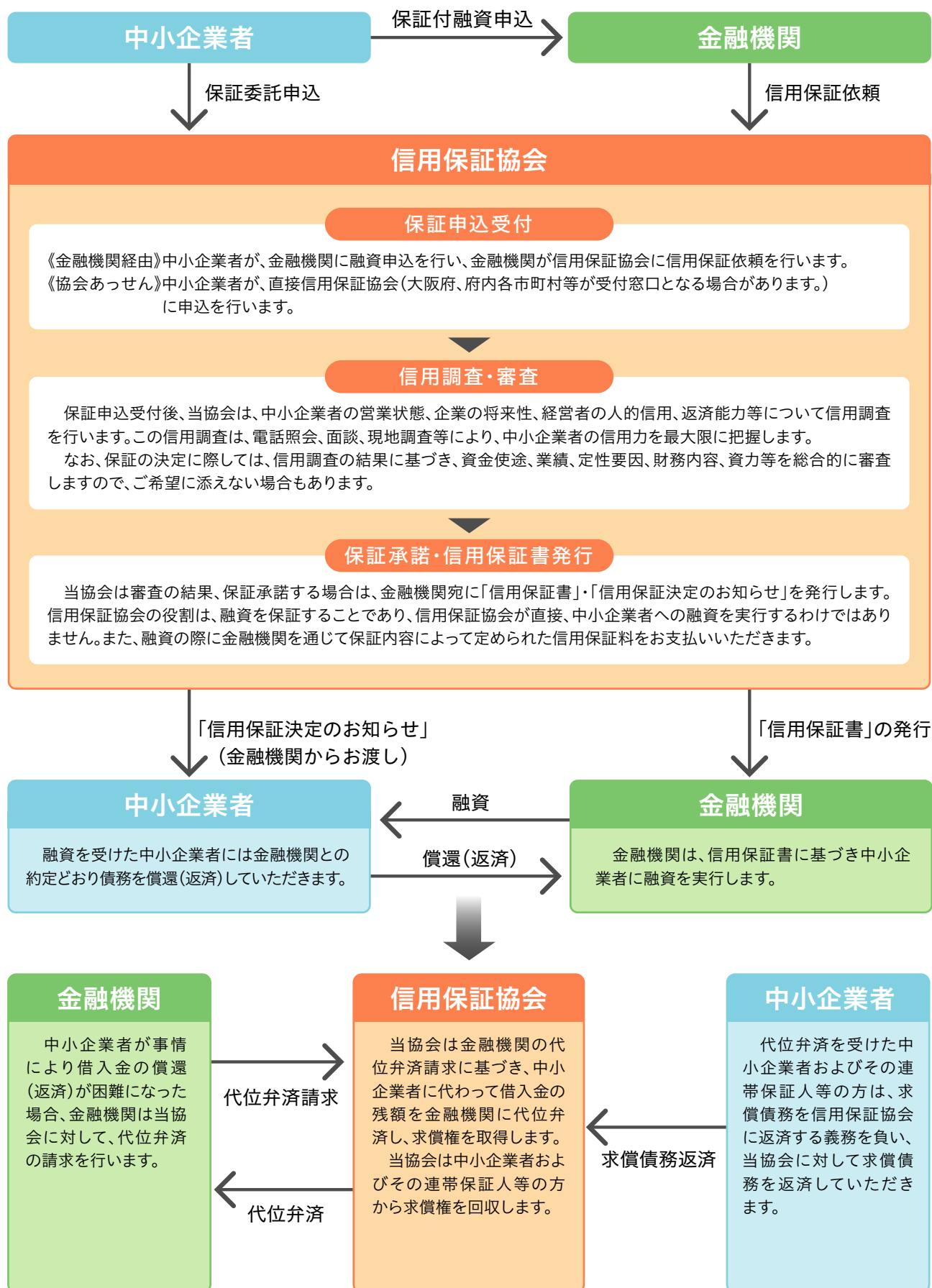
再計算により追加の信用保証料が発生した場合には、返済方法変更手続き時にお支払い(精算)いただきます。

■延滞保証料

保証付債務の返済が遅延し、最終履行期限を経過した場合、遅延日数および遅延保証金額に応じて、延滞保証料をお支払いいただきます。

保証申込に際し、信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。

保証業務の流れ



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和元(平成31)年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

主な金融機関経由保証

(令和2年5月現在)

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

- ・融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。
- ・保証により申込資格等が異なりますので、詳細は金融機関窓口または当協会窓口までお問い合わせください。

■一般保証

事業資金に対する保証です。

	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証
融 資 限 度 額	2億円(組合 4億円)	8,000万円
期 間	運転資金 原則7年以内 設備資金 20年以内	運転資金 原則5年以内 設備資金 7年以内
返 済 方 法	原則分割返済	原則分割返済
貸 付 利 率	金融機関所定	金融機関所定
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、融資限度額が有担保保証2億5,000万円(組合5億円)、無担保保証1億円となります。

■小口零細企業保証

小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)5人以下))の方を対象とした保証です。

融資限度額	期 間	返済方法	貸付利率	責任共有外保証料率
2,000万円 〔保証協会の既存保証付融資残高 (根保証においては、融資極度額) との合計で2,000万円〕	一般保証に 準じます。	原則分割返済	金融機関所定	有担保保証 年0.40%~2.10% 無担保保証 年0.50%~2.20% 〔付保する保険の種類により年 1.00%となる場合があります。〕

○本保証は、責任共有制度対象外(100%保証)の保証となります。

■当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的に安定した資金に対する保証です。

	当座貸越(貸付専用型)根保証		事業者カードローン当座貸越根保証	
	無 担 保 保 証	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証	(有 担 保 保 証)
融 資 限 度 額	100万円以上 5,000万円まで	100万円以上 2億円まで	100万円以上2,000万円まで	
期 間	1年または2年 <1年または2年ごとに更新>		1年または2年 <1年または2年ごとに更新>	
返 済 方 法	約定返済または随時返済		約定返済または随時返済	
貸 付 利 率	金融機関所定		金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.39%~1.62%	年0.29%~1.52%	年0.39%~1.62%	(年0.29%~1.52%)

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、当座貸越(貸付専用型)根保証の融資限度額は、無担保保証125万円以上6,250万円まで、有担保保証125万円以上2億5,000万円までとなります。また、事業者カードローン当座貸越根保証では、125万円以上2,500万円までとなります。

○事業者カードローン当座貸越根保証は、原則、無担保保証として取扱いしております。

○本保証の更新は、保証期間の延長の条件変更申込となりますが、当初の保証(始期)より満5年を経過している場合には、原則として既存分を返済条件とする新規申込をする必要があります。

■セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障を生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

(セーフティネット保証の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円) (6号認定については3億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

+

(一般の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(※)特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

■危機関連保証

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、通常の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	10年以内	
返 済 方 法	原則均等分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有外保証料率	年0.80%	

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

■特定社債保証

中小企業の方(株式会社等)が発行する特定の社債に対する保証です。

発行限度額	期 間	返済方法	責任共有保証料率
3,000万円以上 5億6,000万円まで 〔うち無担保は 2億5,000万円まで〕	2年以上 7年以内	期限一括償還 または定時償還	有担保保証 年0.32%～1.62% 無担保保証 年0.45%～1.90%

○保証割合が当協会80%、金融機関100%の共同保証形式です。

○社債利率・諸手数料は金融機関所定となります。

○他の有担保・無担保保証(経営安定関連保証を除く。)と合算して保証金額5億円の範囲内で取扱います。

○取扱いは当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

■流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。

融資限度額	期 間	返済方法	貸付利率	責任共有保証料率
2億5,000万円	根保証1年 (個別保証1年以内)	根保証 約定返済または随時返済 個別保証 原則、返済引当とした売掛債権の 支払期日に一括返済	金融機関所定	年0.68%

○保証割合は、保証協会80%・金融機関20%となります。

■財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で、経営者保証を不要とすることにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	7年以内(一括返済の場合は2年以内)(※)	
返 済 方 法	一括返済または分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%～1.62%	年0.45%～1.90%

(※)設備資金を含む場合は10年以内となります。

■事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証でお困りの方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)	
返 済 方 法	一括返済または分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%～1.62%	年0.45%～1.90%
	経営者保証コーディネーター(※)の確認を受けた場合 年0.20%～1.15%	

(※)経営者保証コーディネーターとは

経済産業省の委託を受けた事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家で、事業承継時の経営者保証解除に係る支援業務を行います。

他にも、当協会では事業承継の形態に応じた保証制度を用意しています。

- ・事業承継サポート保証 ・経営承継関連保証 ・特定経営承継関連保証
- ・経営承継準備関連保証 ・特定経営承継準備関連保証

■条件変更改善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	15年以内	
返 済 方 法	原則均等分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%～1.62%	年0.45%～1.90%

■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
		特別小口保証 2,000万円
期 間	一括返済:1年以内	分割返済:15年以内
返 済 方 法	一括返済または分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
保 証 料 率	責任共有対象保証	年0.80%
	責任共有対象外保証	年0.90%

■金融機関連携型創業関連保証、金融機関連携型創業等関連保証

金融機関との連携保証制度で、創業または創業後5年未満に必要な資金に対する保証です。

	金融機関連携型創業関連保証 (ES保証)	金融機関連携型創業等関連保証 (ES保証プラス)
融 資 限 度 額	2,000万円	1,500万円
期 間	合計 3,500万円	
返 済 方 法	10年以内	
貸 付 利 率	均等分割返済	
責任共有外保証料率	金融機関所定	
	年0.70%	年0.80%

○保証期間は取扱金融機関により異なります。

○事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、保証料率を0.10%引き下げします。

■提携保証

金融機関との連携保証制度で、金融機関における一定基準を満たした方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円	8,000万円(※1)
期 間	30年以内	7年以内(※2)
返 済 方 法	原則均等分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.28%~1.44%(※3)	年0.45%~1.90%

(※1)無担保保険8,000万円、普通保険8,000万円の範囲内となります。

(※2)設備資金のみの場合またはプロパー貸付の同時実行を保証条件とする場合は10年以内となります。

(※3)平成30年度より提携有担保保証については、20%の割引を実施しています。

○主な提携保証の有担保保証は、CSジョイント保証となります。また主な提携保証の無担保保証は、CSファンド保証となります。

■金融機関連携型事業性評価融資保証

金融機関との連携保証制度で、中小企業者の状況等を十分に把握し、事業内容や成長可能性など事業性評価による保証です。

	一般型 (FF保証)	ランクアップ型(※) (FR保証)
融 資 限 度 額	8,000万円	
期 間	10年以内	15年以内
返 済 方 法	均等分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.45%~1.90%	年0.40%~1.71%

(※)条件変更先である等の理由により新たな資金調整で困難であるものの、生産性や収益力を高める事業計画を有している方が対象となります。

*** 大阪信用保証協会 Webサイト ***
(保証制度等についてご案内しております。)

大阪信用保証協会 検索



主な大阪府中小企業向け融資制度保証

(令和2年6月現在)

融資制度名	保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
開業サポート資金	開業資金 A・B	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または事業開始後5年未満の方 A 2,000万円 B 1,500万円	合計3,500万円 7年以内	1.40%(※1)	当協会 大阪府商工労働部 中小企業支援室金融課 各市町村 中小企業金融担当課 (大阪市を除く。) 取扱金融機関 商工会・商工会議所(※2)
	地域支援ネットワーク型 A・B	開業資金の要件に加え、主たる事務所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることができる方 A 2,000万円 B 1,500万円		1.20%(※1)	地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
小規模企業サポート資金	小規模資金	府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者(※3)の方 2,000万円 (保証協会の既存保証付融資残高との合計で2,000万円)	7年以内	1.60%	原則 取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型	小規模資金の要件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることができる方		1.40%	地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
サ経営サポート資金	経営安定資金	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の認定を受けた方 2億円 (うち無担保8,000万円 5号は原則無担保8,000万円)	7年以内	金融機関所定	取扱金融機関
	経営安定資金(危機関連)	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた方 2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.20%	
新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	次のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方 ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方 ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方 (注)業歴が1年に満たない場合でも、創業後3か月以上継続して事業を営んでいる方については、一定の要件を満たす場合は対象となります。	① 2億円 (うち無担保8,000万円) ②・③は①とは別に合計 2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.20%	取扱金融機関
新型コロナウイルス感染症対応資金 【保証料・利子補給対象】	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている方で、次のいずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方 ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方 ③中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた方	4,000万円	10年以内	1.20%	取扱金融機関 国の補給あり 当初3年間 貸付利息ゼロ

(※1) 女性・若者・シニア・UIJターンに該当される方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。

(※2) 市町村から委託を受けた場合に限りです。

(※3) 常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く。))は5人)以下の会社および個人。

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 Webサイト
(融資制度等についてご案内しています。)

大阪府 金融課

検索



当協会の概要

経営計画

取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和元(平成31)年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

信用保証の利用概要

当協会の概要	中期事業計画と 経営計画	当協会の 取組み	信用保証の しくみ	個人情報保護宣言・ コンプライアンス	信用保証の 利用概要	令和元(平成31)年度 事業報告	信用保証実績	組織機構	本店・支店と 保証業務区域	お問い合わせ
--------	-----------------	-------------	--------------	-----------------------	---------------	---------------------	--------	------	------------------	--------

融資制度名		保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
チ ャ レ ン ジ 応 援 資 金	金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する方	金融機関所定(一般保証の範囲内)		金融機関所定	取扱金融機関
	法認定型	経営環境変化等に対応するため、次のいずれかの計画承認を受けた方 ①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③特定研究開発等計画	2億円(組合 4億円) (うち無担保8,000万円)	運転 7年以内 設備 20年以内 (無担保 7年以内)	金融機関所定	取扱金融機関
	経営力強化資金	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告することが可能な方	2億円(組合 4億円) (うち無担保8,000万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 (借換資金を含む場合は10年以内)	金融機関所定	取扱金融機関
	設備投資応援融資	一般型	2億円 (うち無担保8,000万円)	有担保 20年以内 無担保 10年以内	1.20%以下の金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
		計画認定型	①2億円 (うち無担保8,000万円) ②2億円 (うち無担保8,000万円) ③2億円 (うち無担保8,000万円) ④2億円 (うち無担保8,000万円)			
	SDGsビジネス支援資金	SDGsの取組みに関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および保証協会に対し報告することが可能な方	2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.40%以下の金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
	事業承継支援資金	無保証人型	2億円 (うち無担保8,000万円) 計画承認型①・③は、 それぞれ別に2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.40%以下の金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関 (与信取引のある金融機関に限る。)
		計画承認型		利用資格①～④ 運転 10年以内 設備 15年以内 利用資格⑤ 有担保 20年以内 無担保 15年以内		取扱金融機関

*保証料率については、原則として9区分の弾力化料率が適用されます。ただし、開業サポート資金、経営安定サポート資金、新型コロナウイルス感染症対応資金は、定率の保証料率が適用されます。また、チャレンジ応援資金、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の一部制度についても、定率の保証料率が適用される場合があります。保証料率については、P.39をご参照ください。

*個別の融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、組合の融資限度額については別の定めがあります。

*各融資制度の詳細については、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もしくは取扱金融機関までお問い合わせください。

令和元(平成31)年度事業概況

事業計画/実績

(単位:百万円)

	令和元(平成31)年度経営計画	令和元(平成31)年度実績		令和2年度経営計画
	金額	金額	対計画比	金額
保証承諾	830,000	909,098	109.5%	800,000
保証債務残高	2,080,000	2,207,426	106.1%	2,050,000
代位弁済	38,000	36,563	96.2%	40,000
実際回収	10,500	12,340	117.5%	10,300

収支計画/実績(全体)

(単位:百万円)

	令和元(平成31)年度経営計画	令和元(平成31)年度実績		令和2年度経営計画
	金額	金額	対計画比	金額
経常収入	24,680	25,616	103.8%	24,727
経常支出	18,551	18,400	99.2%	18,494
経常収支差額	6,129	7,216	117.7%	6,233
経常外収入	50,209	48,591	96.8%	49,312
経常外支出	52,458	51,462	98.1%	52,825
経常外収支差額	△ 2,249	△ 2,871	—	△ 3,513
制度改革促進基金取崩額	0	0	—	0
当期収支差額	3,880	4,345	112.0%	2,720

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取り組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域お問い合わせ
窓口

令和元(平成31)年度貸借対照表

貸借対照表

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	595	基本財産	126,235,002
預け金	45,521,740	制度改革促進基金	0
金銭信託	0	収支差額変動準備金	44,248,792
有価証券	183,042,096	責任準備金	13,284,579
その他有価証券	434,272	求償権償却準備金	3,799,991
動産・不動産	4,325,688	退職給与引当金	4,866,827
損失補償金見返	229,867,411	損失補償金	229,867,411
保証債務見返	2,207,425,595	保証債務	2,207,425,595
求償権	9,221,879	求償権補てん金	0
譲受債権	0	借入金	0
雑勘定	6,959,117	雑勘定	57,070,195
合 計	2,686,798,392	負債及び正味財産合計	2,686,798,392

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次表のようになります。

(単位:千円)

借 方			貸 方		
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
【資産】			【負債】		
現金・預け金	45,522,335	18.5%	責任準備金	13,284,579	5.4%
金銭信託	0	0.0%	退職給与引当金	4,866,827	2.0%
有価証券	183,042,096	74.5%	借入金	0	0.0%
その他有価証券	434,272	0.2%	雑勘定	57,070,195	23.2%
動産・不動産	4,325,688	1.8%	(未経過保証料)	(55,736,237)	(22.7%)
求償権	9,221,879	3.8%	(その他)	(1,333,958)	(0.5%)
求償権償却準備金	△ 3,799,991	△ 1.5%	負債合計	75,221,601	30.6%
雑勘定	6,959,117	2.8%	【正味財産】		
(未経過保険料)	(5,319,501)	(2.2%)	基本財産	126,235,002	51.4%
(その他)	(1,639,616)	(0.7%)	(基金)	(118,236,435)	(48.1%)
			(基金準備金)	(7,998,567)	(3.3%)
			制度改革促進基金	0	0.0%
			収支差額変動準備金	44,248,792	18.0%
			正味財産合計	170,483,794	69.4%
合 計	245,705,395	100.0%	負債及び正味財産合計	245,705,395	100.0%

保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)2,207,425,595千円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)229,867,411千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

(基本財産の造成)

(単位:千円)

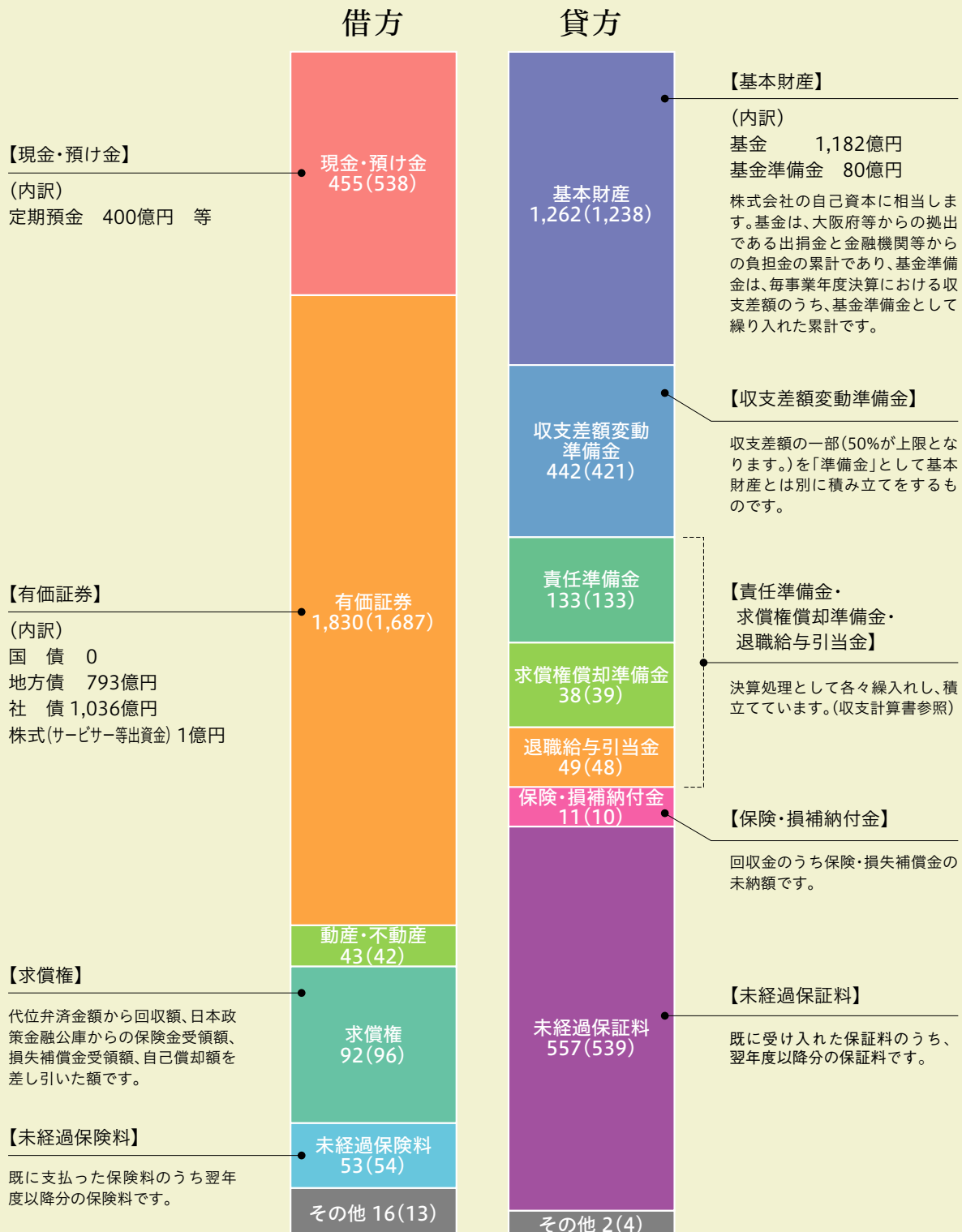
平成30年度末時点の基本財産	123,833,526
令和元(平成31)年度中の出捐金受入	0
令和元(平成31)年度中の金融機関等負担金受入	229,000
収支差額からの繰入	2,172,476
令和元(平成31)年度末時点の基本財産	126,235,002

図解

令和元(平成31)年度決算(貸借対照表)

[金額単位:億円]

()内は前年度数値を表します



※保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)22,074億円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)2,299億円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため図から除いています。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域お問い合わせ
窓口

令和元(平成31)年度収支計算書

収支計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
経常収入	25,615,517
保証料	20,759,156
預け金利息	149,115
有価証券利息配当金	1,316,383
延滞保証料	21,377
損害金	322,529
責任共有負担金	2,707,712
その他	339,245
経常支出	18,399,904
業務費	7,013,552
借入金利息	0
信用保険料	11,022,074
責任共有負担金納付金	339,464
雑支出	24,814
経常収支差額	7,215,613
経常外収入	48,590,840
償却求償権回収金	1,279,791
責任準備金戻入	13,315,904
求償権償却準備金戻入	3,891,225
求償権補てん金戻入	30,097,504
その他	6,415
経常外支出	51,461,501
求償権償却	34,328,101
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	24,324
退職金	8,404
責任準備金繰入	13,284,579
求償権償却準備金繰入	3,799,991
その他	16,102
経常外収支差額	△ 2,870,661
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	4,344,953
収支差額変動準備金繰入額	2,172,476
基本財産繰入額	2,172,476

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	1,279,791 …①
責任準備金	
戻入	13,315,904
繰入	△ 13,284,579
(当期純戻入額)	(31,326) …②
求償権償却準備金	
戻入	3,891,225
繰入	△ 3,799,991
(当期純戻入額)	(91,234) …③
求償権償却	
求償権償却	△ 34,328,101
求償権補てん金戻入	30,097,504
(保険金)	(26,977,919)
(損失補償補てん金)	(3,119,585)
(当期自己償却額)	△ 4,230,597 …④
その他	△ 42,415 …⑤
経常外収支差額	△ 2,870,661 …⑥

① + ② + ③ + ④ + ⑤ = ⑥となります。

図 解

令和元(平成31)年度決算(収支計算書)

[金額単位:億円]

()内は前年度数値を表します

経常支出 184(190)

【業務費】

人件費 36億円 物件費 34億円

【信用保険料】

保険料の支払いは1年ごとに前払いしていますが、実際に支払った保険料ではなく、当年度分の保険料です。翌年度以降分の保険料は未経過保険料として貸借対照表の資産勘定に計上しています。

【責任共有負担金納付金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付しています。

経常外支出 515(518)

【求償権償却】

自己償却

代位弁済後5事業年度超分の求償権等回収見込みの無い求償権の自己資金による償却です。

【責任準備金繰入】

期末の保証債務残高に対し一定割合を積み立てています。

【求償権償却準備金繰入】

期末の求償権残高に対し一定割合を積み立てています。

当期収支差額 43(56)

業務費
70(75)信用保険料
110(111)責任共有負担金納付金
3(4)求償権償却
343(346)

うち
保険金償却
270(270)
損補金償却
31(33)
自己償却
42(43)

責任準備金繰入
133(133)求償権償却
準備金繰入
38(39)

その他 0.5(0.3)

当期収支差額
43(56)

経常収入 256(261)

【保証料】

受領した保証料ではなく、当年度分の保証料です。翌年度以降分の保証料は、未経過保証料として貸借対照表の負債勘定に計上しています。

保証料
208(211)利息・配当金
15(15)責任共有負担金
27(27)損害金等
7(8)

経常外収入 486(503)

【責任準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。

責任準備金戻入
133(136)

【求償権償却準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。自己償却の財源ともなります。

求償権償却
準備金戻入
39(49)

【求償権補てん金戻入】

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金です。求償権償却(保険・損補償却)の財源となります。

求償権補てん金
戻入
301(303)

その他 13(14)

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域お問い合わせ
窓口

キャッシュ・フロー計算書(要約)

※信用保証協会法上、保証協会はキャッシュ・フロー 計算書の作成は求められていませんが、当協会経営の透明性を確保する観点から、以下のとおりキャッシュ・フロー計算書を公表しています。

《表-1 キャッシュ・フロー計算書(要約)》

(単位:千円)

項目		令和元(平成31)年度	平成30年度
事業活動によるキャッシュ・フロー	A	(※1) 6,367,941	6,778,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	B	△6,872,671	△6,341,757
財務活動によるキャッシュ・フロー	C	229,000	292,000
現金および現金同等物の増加額	D = A + B + C	△275,730	728,254
現金および現金同等物の期首残高		5,798,065	5,069,811
現金および現金同等物の期末残高		5,522,335	5,798,065

(※1)表-2は、よりご理解いただくために、事業活動によるキャッシュ・フローについて、保証協会業務の特性を踏まえた項目に区分し表示しています。

《表-2 事業活動によるキャッシュ・フロー》

(単位:千円)

項目		令和元(平成31)年度	平成30年度
主たる業務	保証料・保険料にかかるキャッシュ・フロー a	11,707,401	11,544,682
	当期に受領した保証料等	22,647,011	22,582,712
	当期に支出した信用保険料	△10,939,610	△11,038,029
	代位弁済・求償権にかかるキャッシュ・フロー b	△938	1,013,346
	当期に支出した代位弁済金	△36,563,003	△36,695,913
	当期に受領した求償権補てん金	30,117,484	30,804,010
	当期に受領した求償権回収金等	4,076,333	4,631,189
	当期に受領した責任共有負担金	2,707,712	2,683,699
	当期に支出した責任共有負担金納付金	△339,464	△409,638
	業務費等にかかるキャッシュ・フロー c	△6,882,552	△7,258,324
	当期に支出した業務費等	△6,988,390	△6,928,250
	その他	105,839	△330,074
	主たる業務収支にかかるキャッシュ・フロー 計 d = a + b + c	4,823,912	5,299,704
	当期に受領した預け金利息・有価証券利息・配当金 e	1,544,029	1,478,307
	当期に支出した借入金利息 f	0	0
	事業活動によるキャッシュ・フロー g = d + e + f	6,367,941	6,778,011

令和元(平成31)年度信用保険・損失補償

■信用保険料・保険金受領額・保険金納付額・保険収支額

(単位:千円)

信用保険料(A)	信用保険契約に基づき、協会が公庫に保険料として支払った額	11,296,920
保険金受領額(B)	代位弁済により、協会が公庫から保険金として受領した額	28,309,439
保険金納付額(C)	代位弁済した求償債権の回収金を保険金の受領割合に応じて公庫に納付した額	8,692,793
保険収支額(A + C - B)		△ 8,319,726

*上記以外に、責任共有負担金納付金として、339,464千円を日本政策金融公庫に納付しています。

■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪府)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪府から損失補償金として受領した額	1,702,046
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額	497,241
(A) - (B)		1,204,805

■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪市)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪市から損失補償金として受領した額	202,041
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪市に納付した額	169,447
(A) - (B)		32,594

*上記金額は、キャッシュ・フローベースのため、決算の数値とは異なります。

*信用保険・損失補償についての解説は、P.33をご参照ください。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取り組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域お問い合わせ
窓口

基本財産

基本財産とは、一般企業の自己資本に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定められています。したがって、中小企業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

基本財産の構成

基本財産は、①基金および②基金準備金で構成されています。

①基金は、大阪府等からの拠出である出捐金(国からの基金補助金を含みます。)と金融機関等からの負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

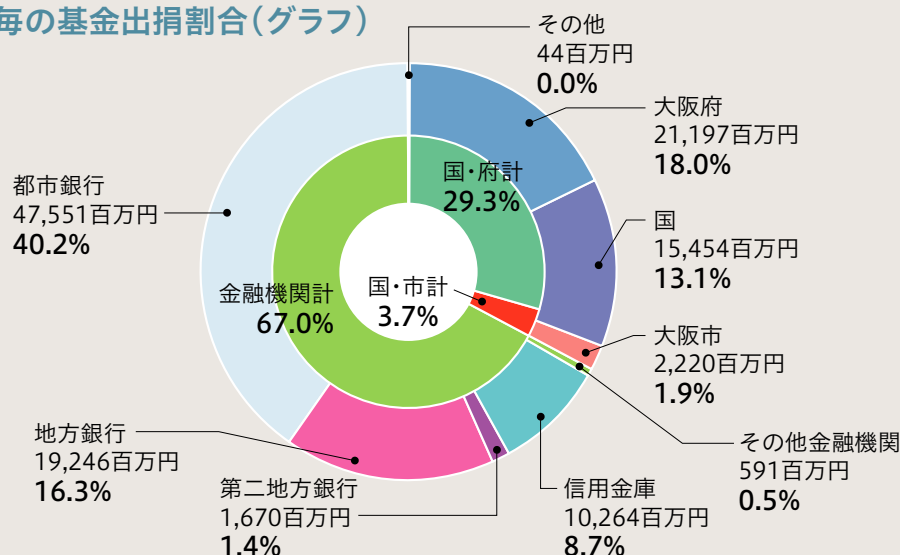
(令和2年3月31日現在)

基 金	118,236百万円
基金準備金	7,999百万円
基本財産計	126,235百万円

出捐機関毎の基金出捐割合(累計)

	金額	構成比
大阪府	21,197百万円	18.0%
国から大阪府への基金補助金	13,321百万円	11.3%
国から大阪市への基金補助金	2,133百万円	1.8%
大阪市	2,220百万円	1.9%
金融機関	79,322百万円	67.0%
その他	44百万円	0.0%
合 計	118,236百万円	100.0%

■出捐機関毎の基金出捐割合(グラフ)



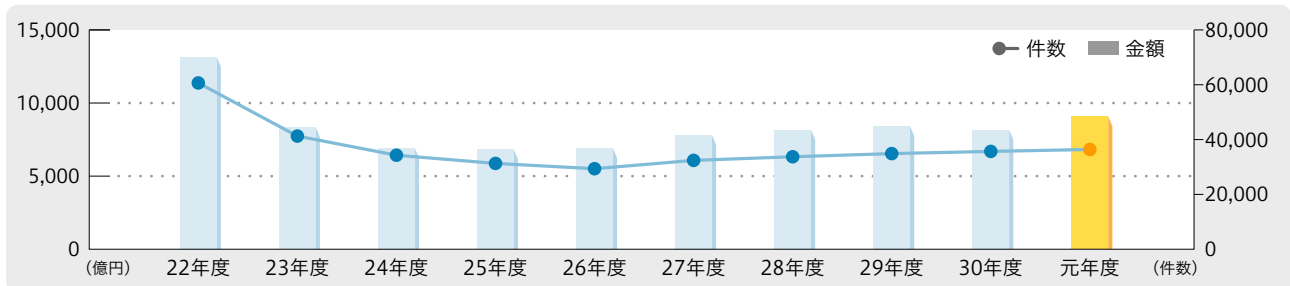
最近10カ年の事業概況

(単位:件・百万円)

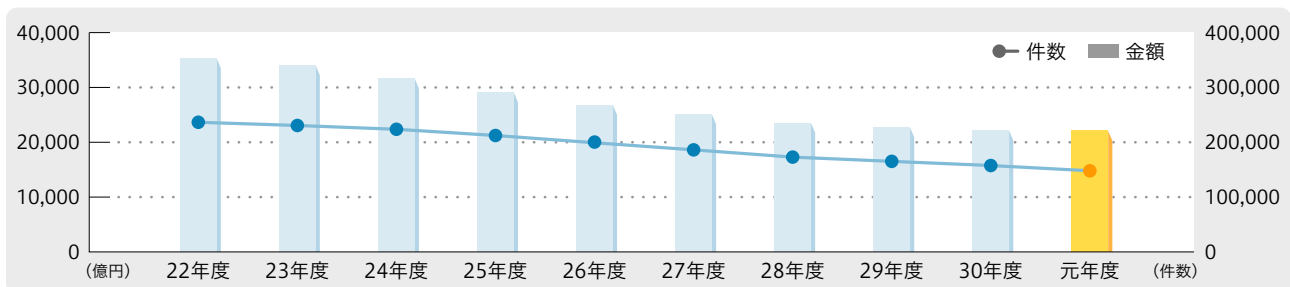
年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		実際回収
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
22年度	60,656	1,315,971	236,469	3,531,687	12,615	146,380	26,194
23年度	41,277	833,721	230,576	3,399,012	9,777	126,623	24,770
24年度	34,292	692,542	223,676	3,160,313	7,793	96,215	22,952
25年度	31,301	681,889	212,325	2,908,434	5,876	75,703	20,785
26年度	29,373	691,564	200,344	2,676,773	5,338	66,517	17,248
27年度	32,409	780,919	186,125	2,503,737	4,648	56,367	16,922
28年度	33,727	816,243	172,928	2,349,131	3,961	46,151	18,683
29年度	34,886	841,322	165,145	2,268,874	3,129	37,556	15,785
30年度	35,683	815,656	157,538	2,212,649	2,964	36,696	13,535
元年度	36,393	909,098	147,954	2,207,426	2,982	36,563	12,340

※実際回収=元金+損害金

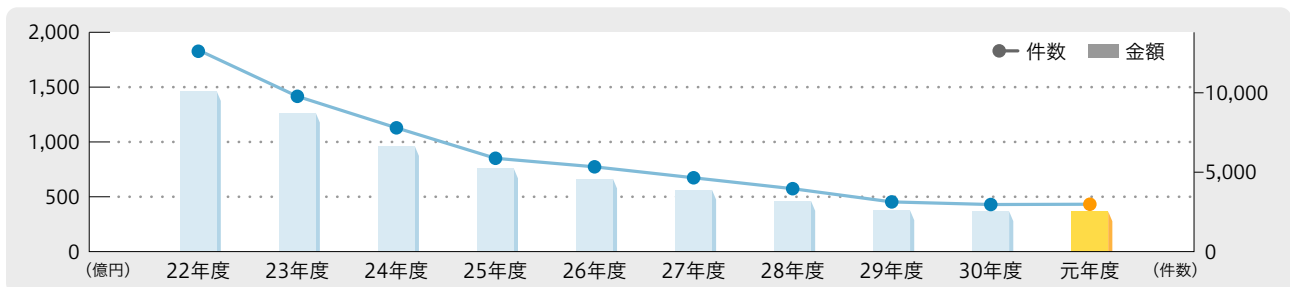
■保証承諾



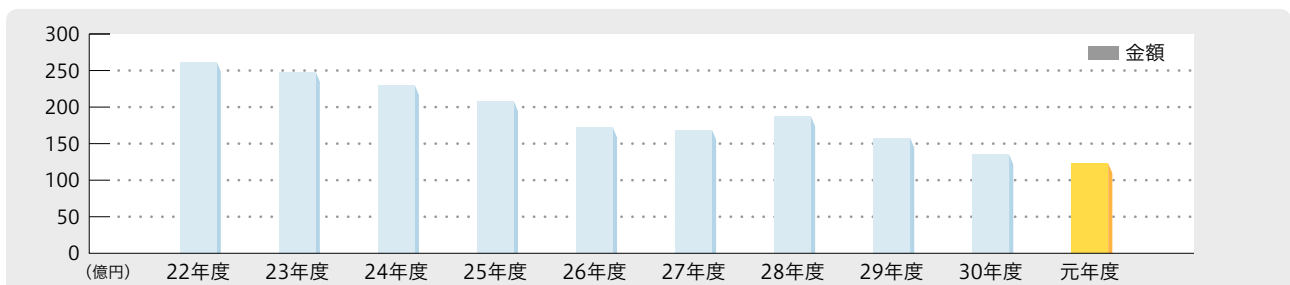
■保証債務残高



■代位弁済



■実際回収



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域

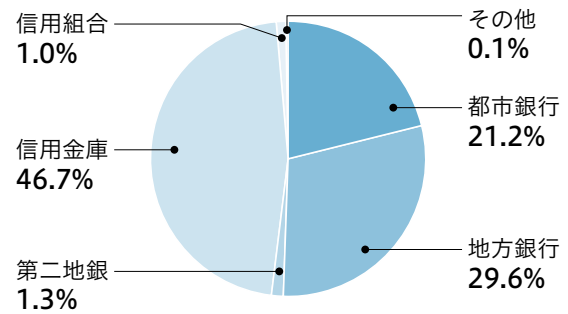
お問い合わせ
窓口

令和元(平成31)年度 保証承諾

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

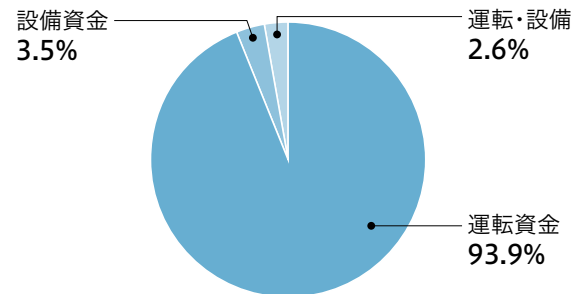
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	5,449	192,945	21.2
地方銀行	9,535	269,416	29.6
第二地銀	477	11,374	1.3
信用金庫	20,001	424,635	46.7
信用組合	878	9,394	1.0
その他	53	1,334	0.1
合計	36,393	909,098	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

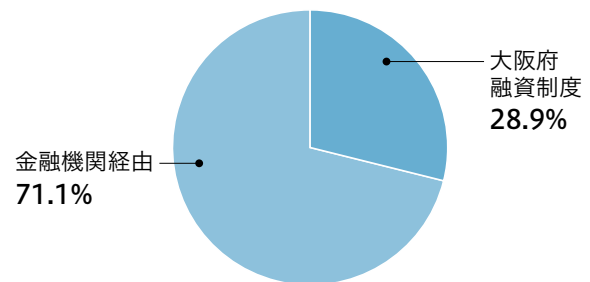
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	33,778	853,354	93.9
設備資金	1,404	31,993	3.5
運転・設備	1,211	23,751	2.6
合計	36,393	909,098	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

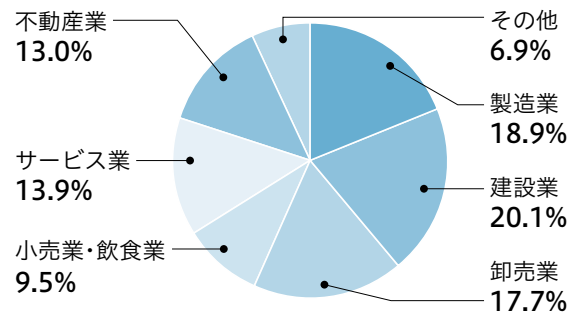
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	13,231	262,849	28.9
金融機関経由	23,162	646,249	71.1
合計	36,393	909,098	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	6,808	171,903	18.9
建設業	7,732	182,823	20.1
卸売業	5,551	160,591	17.7
小売業・飲食業	4,253	85,998	9.5
サービス業	6,112	126,513	13.9
不動産業	3,823	118,277	13.0
その他	2,114	62,992	6.9
合計	36,393	909,098	100.0



令和元(平成31)年度 保証承諾

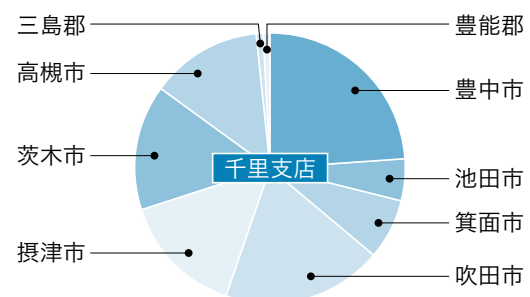
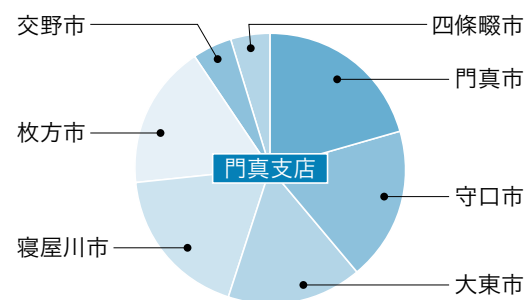
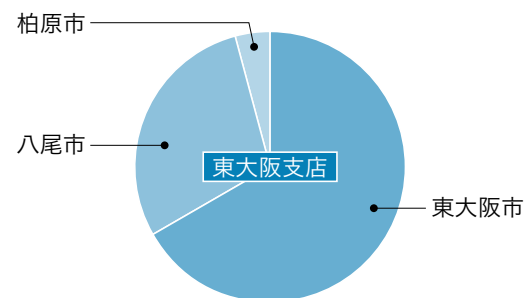
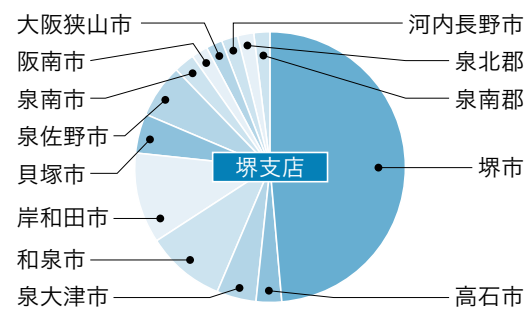
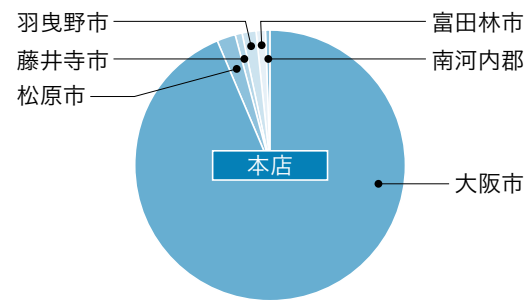
■地域別

(単位:件・百万円・%)

保証業務区域	区 分	件 数	金 額	構成比
本店	大阪市	17,047	442,581	48.7
	松原市	436	10,252	1.1
	藤井寺市	170	3,531	0.4
	羽曳野市	319	7,500	0.8
	富田林市	199	5,115	0.6
	南河内郡	80	1,964	0.2
堺支店	堺市	2,596	68,703	7.6
	高石市	178	4,511	0.5
	泉大津市	240	6,177	0.7
	和泉市	522	13,196	1.5
	岸和田市	663	15,705	1.7
	貝塚市	283	6,812	0.7
	泉佐野市	360	8,824	1.0
	泉南市	137	3,835	0.4
	阪南市	105	2,477	0.3
	大阪狭山市	99	2,545	0.3
	河内長野市	147	2,897	0.3
	泉北郡	91	2,325	0.3
	泉南郡	114	2,737	0.3
東大阪支店	東大阪市	2,852	73,325	8.1
	八尾市	1,357	31,863	3.5
	柏原市	200	4,715	0.5
門真支店	門真市	661	16,710	1.8
	守口市	602	14,718	1.6
	大東市	518	12,489	1.4
	寝屋川市	663	14,467	1.6
	枚方市	705	13,389	1.5
	交野市	136	3,556	0.4
	四條畷市	159	3,230	0.4
千里支店	豊中市	1,263	26,206	2.9
	池田市	300	5,606	0.6
	箕面市	372	8,626	0.9
	吹田市	850	20,766	2.3
	摂津市	658	16,263	1.8
	茨木市	655	16,536	1.8
	高槻市	619	14,385	1.6
	三島郡	16	218	0.0
	豊能郡	21	346	0.0
合計		36,393	909,098	100.0

*保証業務区域は、令和2年4月1日現在です。

保証業務区域・地域別 承諾金額構成比



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和元(平成31)年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

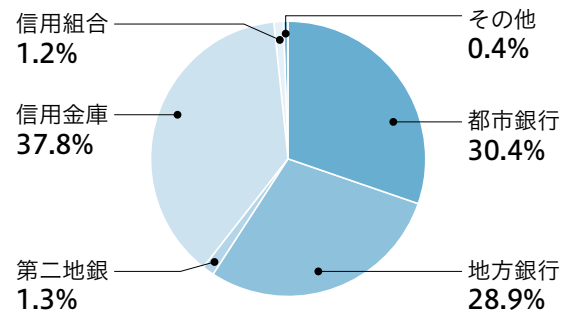
お問い合わせ窓口

令和元(平成31)年度 保証債務残高

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

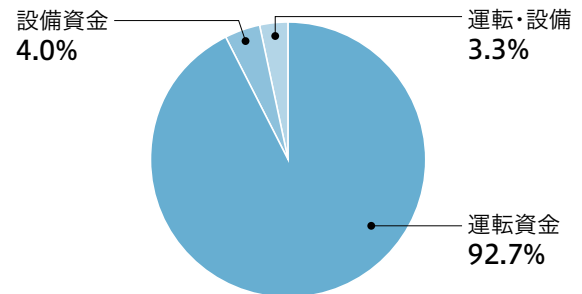
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	34,781	671,966	30.4
地方銀行	42,624	638,867	28.9
第二地銀	2,090	28,080	1.3
信用金庫	63,784	834,616	37.8
信用組合	3,927	25,818	1.2
その他	748	8,079	0.4
合計	147,954	2,207,426	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

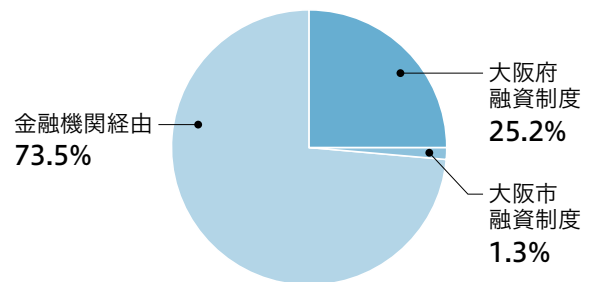
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	136,444	2,045,275	92.7
設備資金	5,802	88,370	4.0
運転・設備	5,708	73,781	3.3
合計	147,954	2,207,426	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

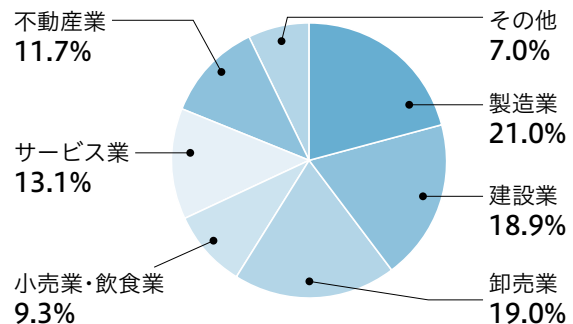
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	55,929	555,935	25.2
大阪市融資制度	4,724	28,568	1.3
金融機関経由	87,301	1,622,922	73.5
合計	147,954	2,207,426	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	29,745	462,892	21.0
建設業	29,723	417,045	18.9
卸売業	25,339	419,373	19.0
小売業・飲食業	18,081	205,306	9.3
サービス業	23,966	289,624	13.1
不動産業	12,327	258,337	11.7
その他	8,773	154,850	7.0
合計	147,954	2,207,426	100.0

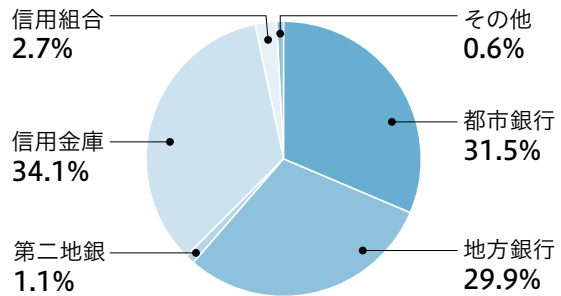


令和元(平成31)年度 代位弁済

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

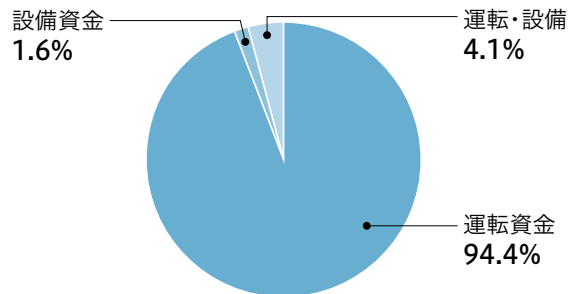
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	696	11,522	31.5
地方銀行	909	10,931	29.9
第二地銀	41	407	1.1
信用金庫	1,203	12,480	34.1
信用組合	117	998	2.7
その他	16	224	0.6
合計	2,982	36,563	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

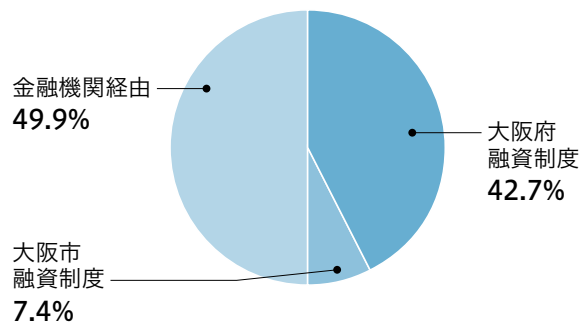
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	2,783	34,498	94.4
設備資金	63	571	1.6
運転・設備	136	1,495	4.1
合計	2,982	36,563	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

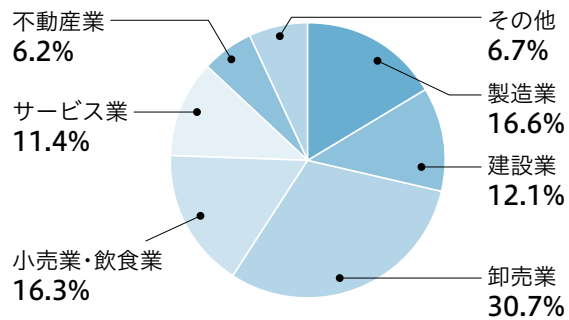
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	1,402	15,600	42.7
大阪市融資制度	357	2,704	7.4
金融機関経由	1,223	18,259	49.9
合計	2,982	36,563	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	459	6,064	16.6
建設業	359	4,420	12.1
卸売業	784	11,239	30.7
小売業・飲食業	611	5,959	16.3
サービス業	471	4,168	11.4
不動産業	132	2,256	6.2
その他	166	2,457	6.7
合計	2,982	36,563	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

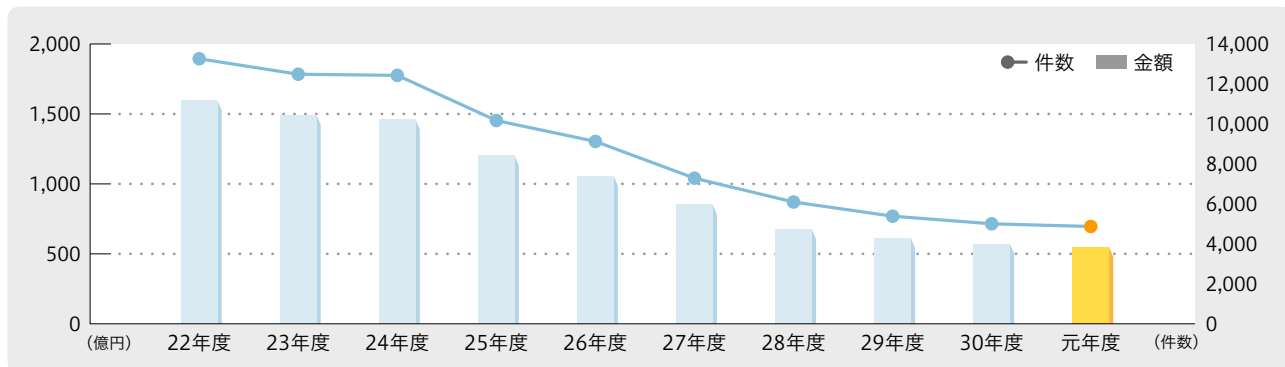
組織機構

本店・支店と
保証業務区域

お問い合わせ
窓口

期中管理・代位弁済率(10ヵ年推移)

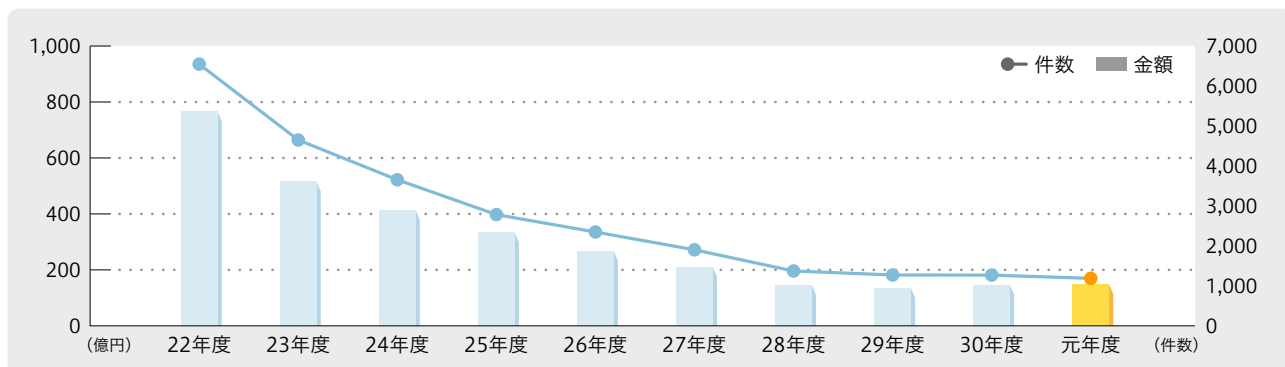
■延滞事故報告受付



(単位:百万円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	13,261	12,487	12,431	10,170	9,124	7,286	6,093	5,384	5,003	4,869
金額	153,214	149,344	145,895	120,084	105,488	85,068	67,422	61,085	60,410	59,882

■期中管理残高

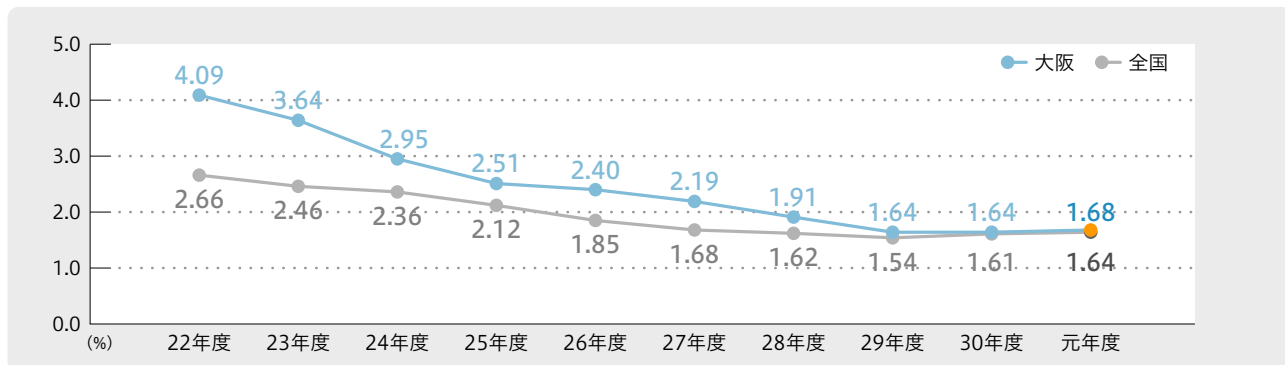


(単位:百万円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	6,547	4,649	3,654	2,934	2,461	1,902	1,372	1,272	1,269	1,188
金額	76,557	51,459	41,424	33,292	26,678	20,950	14,612	13,473	14,527	14,939

※ここでいう期中管理とは、金融機関から事故報告書を受領して以降、正常化もしくは代位弁済に至るまでの管理をいいます。
 なお、一般的に期中管理とは、貸付実行から完済(代位弁済を含みます。)に至るまでの金融機関が行う債権の管理・保全のことをいいます。

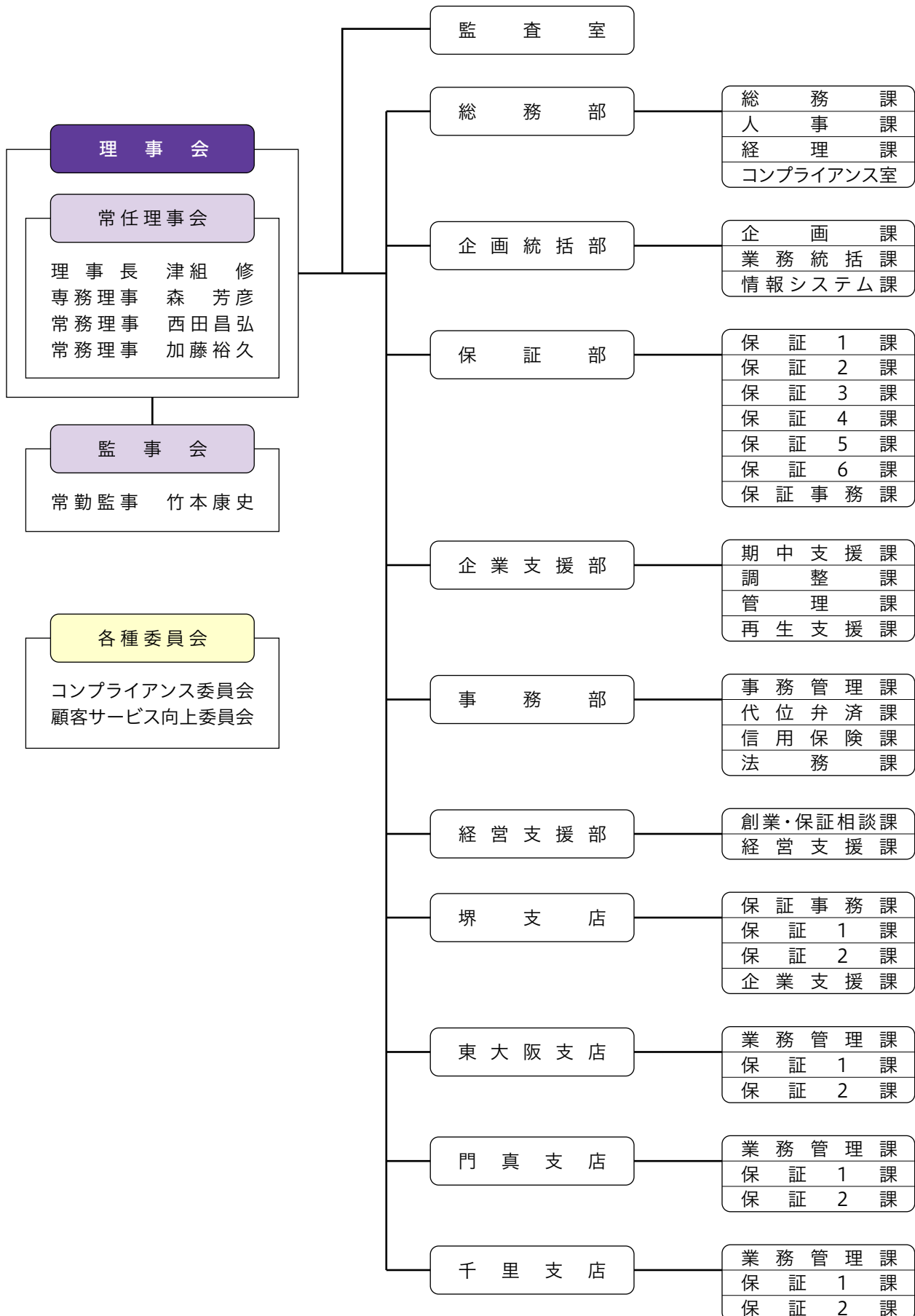
■平残代位弁済率



$$\text{※平残代位弁済率} = \frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

組織機構

(令和2年4月1日現在)



当協会の概要

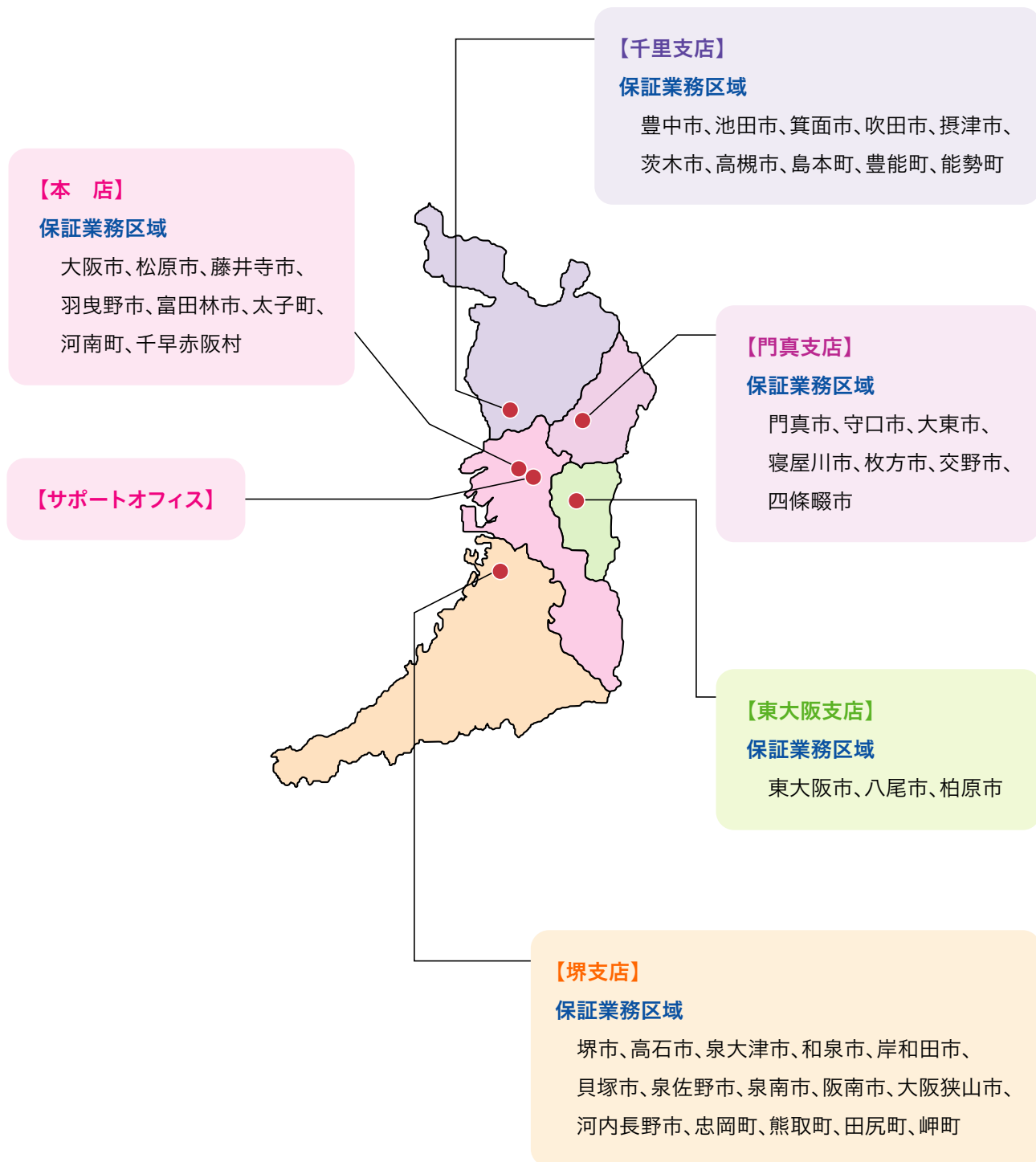
中期事業計画と
経営計画当協会の
取り組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域お問い合わせ
窓口

本店・支店と保証業務区域



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和元(平成31)年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と
保証業務区域

お問い合わせ
窓口

お問い合わせ窓口

本 店

	部署名	電話番号
代表	総務部 総務課(個人情報相談窓口)	06-6131-7567
再生支援に係るご相談	企業支援部 再生支援課	06-6131-4538

お客さまからの保証お申込・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。

■住 所

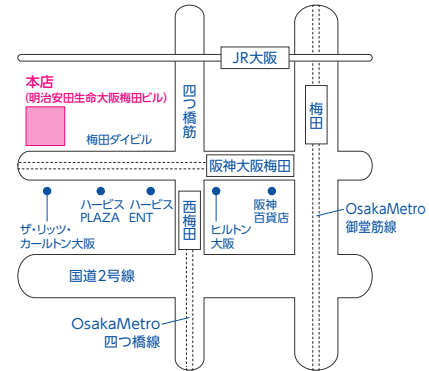
〒530-8214

大阪市北区梅田3-3-20(明治安田生命大阪梅田ビル4～7・9階)

■最寄駅

JR大阪駅

Osaka Metro四つ橋線 西梅田駅



サポートオフィス

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	経営支援部 創業・保証相談課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6260-1730
経営支援に係るご相談	経営支援部 経営支援課	06-6260-1720

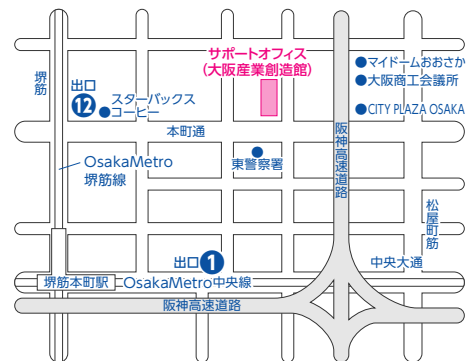
■住 所

〒541-0053

大阪市中央区本町1-4-5(大阪産業創造館10階)

■最寄駅

Osaka Metro中央線・堺筋線 堺筋本町駅



堺 支 店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	保証事務課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	072-223-3011

■住 所

〒590-0973 堺市堺区住吉橋町1-4-15

■最寄駅

南海本線 堺駅 南口

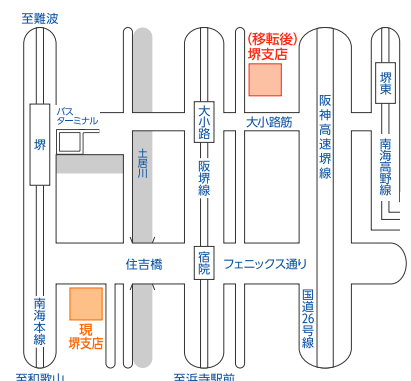
〈令和2年秋頃移転予定〉

■住 所

〒590-0946 堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル

■最寄駅

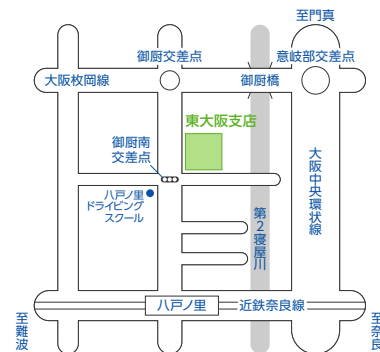
阪堺線 大小路駅 南海本線 堺駅 南海高野線 堺東駅



東大阪支店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6781-9511

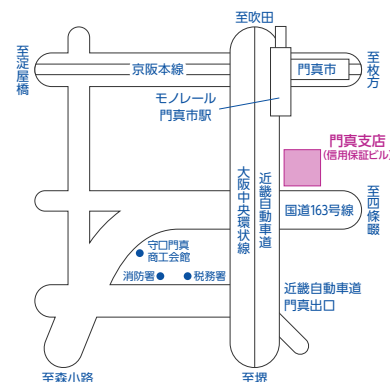
- 住 所
〒577-0035
東大阪市御厨中2-1-1
- 最寄駅
近鉄奈良線 八戸ノ里駅



門真支店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6906-2511

- 住 所
〒571-8567
門真市新橋町34-21 (信用保証ビル1階)
- 最寄駅
京阪本線 門真市駅
大阪モノレール 門真市駅



千里支店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6835-3005

- 住 所
〒560-0082
豊中市新千里東町1-2-4 (信用保証ビル4階)
- 最寄駅
北大阪急行 千里中央駅 北改札口

